

下水道事業のあらまし



— 令和5年度版 —

熱海市 公営企業部 下水道課

目 次

1. 事業の概要	1
(1) 下水道事業計画と現状	6
下水道の処理・整備・普及・水洗化の状況	
(2) 業務実績表	7
(3) 事業の沿革	8
熱海処理区	8
泉処理区	15
2. 下水道の現況	
(1) 財政状況	18
(2) 下水道使用料	26
算定方法	26
変遷	27
(3) 受益者負担金	28
(4) 公共下水道接続改造費の貸付	28
(5) 公共下水道接続改造費助成制度	29
(6) 普及促進	30
3. 施設の概要	
(1) 浄水管理センター	31
(2) 伊豆山浜中継ポンプ場	32
(3) 南熱海中継ポンプ場	33
(4) 南熱海幹線中継施設	33
(5) 南熱海幹線①	34
(6) 寺山マンホールポンプ	34
(7) 網代多賀幹線④	34
4. 資料	
(1) 浄水管理センター水質分析結果	35
(2) 年度別整備面積	36
(3) 管路延長表	38
(4) 下水道使用件数・使用量・料金	39
(5) 熱海市のデザインマンホール	40
(6) 組織図	42
(7) 熱海市下水道条例	43
(8) 公共下水道事業計画図	56

1. 事業の概要

本市は、昭和 26 年 1 月に認可を取得し、公共下水道事業に着手しました。現在の事業計画区域面積は、熱海処理区（熱海地区・伊豆山地区・南熱海地区）が 924ha、泉処理区が 105ha、合計 1,029 ha です。

（熱海地区）

昭和 25 年に国際観光温泉文化都市建設法の適用を受け、都市づくりの一環として、市議会にて第 1 期下水道築造事業の議決を得、昭和 26 年 1 月に熱海市公共下水道事業認可を得て下水道管渠埋設工事並びに渚簡易処理築造工事に着手し、昭和 27 年に一部排水処理（1,000 人槽）を開始しました。

その後、戦後の急激な経済成長に伴う第三次産業などの発展により、処理能力の限界が推測され、新たな簡易処理施設の増設を検討しましたが、既に大黒崎し尿処理場が稼動していたことと、河川・海洋の水質汚濁、環境の悪化、並びにレジャーブームによる観光客の増大などもあり、本格的な分流式による終末処理場が適切であると判断し終末処理場を建設することとなりました。この事業は、景勝地錦ヶ浦に隣接している場所に錦ヶ浦終末処理場（旧第 1 浄水管理センター）を建設するもので、都市計画法に基づき下水道事業 10 ヶ年計画（第 1 期計画）の事業決定を受け、昭和 33 年 5 月に第 1 期計画 30,000 人の処理能力を有する公共下水道終末処理場の変更認可を得ました。

この事業に対して、地元の一部より建設反対の運動が起りましたが、下水道促進特別委員会や下水道の権威者による研究などにより、風致を阻害しないような地下構造とし、処理施設の上に集会場やその他観光施設の設置、臭気の防止や脱臭に十分な対策をたてることなどによって、3 年余にわたる反対運動に終止符がうたれ昭和 37 年 7 月に終末下水処理場（約 3,000 坪）と観光施設（後樂園スタジアム）との合同起工式が挙行され、7,500 坪の用地造成工事に着手し、昭和 40 年 8 月に一部運転開始し、昭和 41 年度に完成しました。

錦ヶ浦終末処理場（旧第 1 浄水管理センター）の概要

所在地	熱海市和田浜南町 1694-9 外
敷地面積	0.99ha（約 3,000 坪）
認可処理面積	83.762ha
認可処理人口	30,000 人
日平均処理水量	24,000 m ³ （800 人×30,000 人）
日最大処理水量	36,000 m ³ （24,000 m ³ ×1.5）
総事業費	684,577,000 円

※ なお、昭和 40 年 8 月に開園された熱海後樂園ホテルは、地上はレクリエーションセンター、地下は下水処理場というあまり類のない施設であったため、全国各地から多くの見学者が訪れました。

その後、汚水量の増大・排水基準の上乗せ規制の実施などにより、第2期計画では埋立てをして終末下水処理場（第2浄水管理センター）の増設を行うこととし、昭和55年3月に32,400人の処理能力を有する公共下水道終末処理場の変更認可を得ました。建設については、①埋立て工事と併行して築造ができること。②工期が短く早期通水が可能なこと。③経済的で安全な工法であること。④観光地であるので現地作業が少なく、環境を阻害しないこと等、特殊事情を考慮した上で、終末下水処理施設は「鋼殻鉄筋コンクリート方式沈設工法」を採用しました。護岸工事は昭和55年に着手し、翌56年からの処理施設の建設にかかり、昭和60年7月に完成し供用を開始しました。



海上移送される鋼殻体



熱海湾に曳航された鋼殻体

また、平成5年から第2浄水管理センター増設工事に着手、工事費約75億円をかけて平成9年度に完成しました。この完成により平成10年度に第1浄水管理センターを廃止しました。

なお、第1浄水管理センターの廃止に伴い、処理施設の名称を「浄水管理センター」に統一しました。



浄水管理センター全景



中央監視室



エアレーションタンク



最終沈殿池

浄水管理センターの概要は次のとおりです。

名称	熱海市浄水管理センター	
所在地	熱海市和田浜南町 1694-29	
敷地面積	58,230 m ² (5.82ha)	
供用開始年月	昭和60年(1985年)7月	
排除方式	分流式	
処理方式	標準活性汚泥法	
放流先	相模灘	
施設	A系	B系
処理能力 日最大	25,000 m ³	20,000 m ³
沈砂池	2池	A系で処理
主ポンプ	20 m ³ /分3台(内1台予備)、 9.8 m ³ /分1台、7 m ³ /分1台	A系で揚水
最初沈殿池	2池(2階層)	4池
エアレーションタンク	4池	4池
最終沈殿池	4池(2階層)	4池
滅菌池	1池	1池
処理開始年月	昭和60年7月	平成9年10月
事業費	約180億円	約75億円

熱海地区の下水道整備計画は以下のとおりです。

基本計画…全体計画区域 671.9ha 計画人口 15,200 人 計画汚水量(日最大) 30,700 m³/日

事業計画…事業計画区域 667.1ha 計画人口 15,700 人 計画汚水量(日最大) 30,926 m³/日

(伊豆山地区)

伊豆山地区については、浄水管理センターに汚水を集め浄化し、効率的な維持管理及び事業運営を図るため、平成4年度より幹線工事に着手した後、平成8年度より面整備を開始し、平成15年3月に伊豆山浜中継ポンプ場が完成(12年度工事着手)、平成15年6月より供用開始しています。

下 水 道 整 備 工 事 ・ 計 画

工事区分	施工年度	施工内容等
伊豆山浜中継ポンプ場建設		
1. 用地購入	平成10年度	A=867 m ² 鉄筋コンクリート造り
2. ポンプ場建設工事	平成12～14年度	地下1階 地上2階 延床面積 521 m ²
幹線管渠工事		
1. 伊豆山浜幹線	平成4年度～	φ350mm 圧送管 L=1,650m
2. 主な管渠工事		
鳴沢川、逢初川幹線	平成12年度～	φ200mm～600mmVU 整備中
伊豆山浜枝線・その他	平成8年度～	φ200mm～250mmVU 整備中
基本計画…全体計画区域	167.5ha	計画人口 2,300 人 計画汚水量(日最大) 6,157 m ³ /日
事業計画…事業計画区域	137.0ha	計画人口 2,000 人 計画汚水量(日最大) 5,079 m ³ /日



(南熱海地区) 多賀・網代地区

南熱海地区の下水道整備については、処理場建設用地の確保が困難であると共に、汚水処理を一ヶ所で集中管理し、効率的な維持管理及び事業運営が図れることから、現在の浄水管理センターに当該地域の汚水を集め浄化する整備計画を平成 7 年 12 月に決定し、南熱海中継ポンプ場が平成 15 年 3 月に完成(12 年度工事着手)、平成 15 年 12 月に上多賀地区の一部が、平成 18 年 4 月には下多賀・中野地区の一部が供用開始しました。

下 水 道 整 備 工 事 ・ 計 画

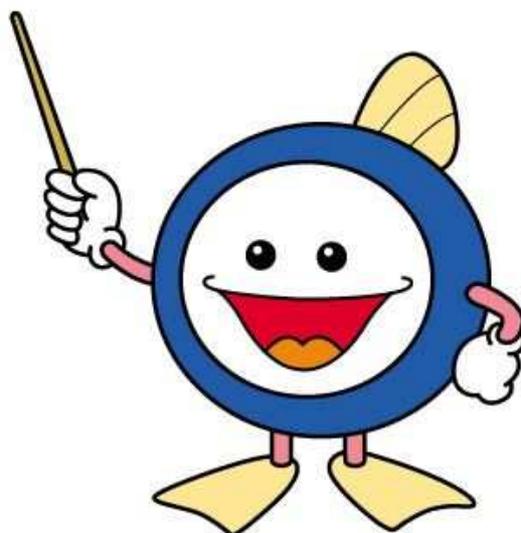
工事区分	施工年度	施工内容等
南熱海中継ポンプ場建設 1. 埋立・護岸工事 2. ポンプ場建設工事 3. 南熱海幹線中継施設・建設	平成 8 年度～ 平成 11 年度 平成 12 年度～ 平成 14 年度 平成 15 年度	上多賀字奈良川地先 A=2,220 m ² 鉄筋コンクリート造り・地上 1 階、 地下 2 階 延床面積 A=1,120 m ² 上多賀字白石 A=60 m ² 鉄筋コンクリート造り・地上 1 階、 地下 1 階 延床面積 A=31 m ²
幹線管渠工事 1. 南熱海幹線①管路ト ンネル掘削 2. 主な管渠工事 3. その他管渠工事	平成 11 年度～ 平成 14 年度 平成 10 年度～ 平成 12 年度 平成 13 年度 平成 15 年度～ 平成 17 年度 平成 11 年度～	上多賀～浄水管理センター L=3,007m 内径φ2,200mm シールド工法 ポンプ場～景德院(保育園前バス停) L=800m φ450～1,100mm 推進工・開削工 ポンプ場～長浜バス停 L=290m φ800mm 推進工 長浜バス停～小山臨海公園 L=1,439m 内径φ1,350mm シールド工法 上多賀地区から順次管渠を布設し、 現在上多賀、下多賀、中野、小山地区を整 備中
基本計画…全体計画区域 事業計画…事業計画区域	202.0ha 120.3ha	計画人口 6,400 人 計画汚水量(日最大) 8,099 m ³ 計画人口 4,000 人 計画汚水量(日最大) 4,997 m ³

(泉地区)

泉地区の下水道整備については、昭和 58 年 4 月に事業認可（区域 36ha）を取得し、昭和 61 年 4 月から神奈川県湯河原町に温泉汚水を除いた処理を委託し、湯河原町浄水センターで排水処理を行っています。

下 水 道 整 備 計 画

基本計画…全体計画区域	106.0ha	計画人口	1,300 人	計画汚水量(日最大)	1,625 m ³
事業計画…事業計画区域	104.8ha	計画人口	1,400 人	計画汚水量(日最大)	1,700 m ³



下水道事業概要

(令和6年3月31日 現在)

区 分		熱海処理区	泉処理区	全 体
行政人口	面 積	5,042 ha	1,135 ha	6,177 ha
	世 帯 数	19,288 世帯	1,488 世帯	20,776 世帯
	人 口	31,356 人	2,247 人	33,603 人
処理区域面積	全 体 計 画	1,041.4 ha	106.0 ha	1,147.4 ha
	事業計画処理面積	924 ha	105 ha	1,029 ha
	整備済面積	722.85 ha	67.42 ha	790.27 ha
処理人口	全 体 計 画	23,900 人	1,300 人	25,200 人
	事業計画処理人口	21,700 人	1,400 人	23,100 人
	処理可能人口	22,086 人	1,027 人	23,113 人
		14,445 戸	640 戸	15,085 戸
	水洗化人口	19,402 人	915 人	20,317 人
12,807 戸		570 戸	13,377 戸	
処理能力	全 体 計 画	45,000 m ³ /日		45,000 m ³ /日
	事業計画処理能力	45,000 m ³ /日		45,000 m ³ /日
	既設処理能力	45,000 m ³ /日		45,000 m ³ /日
A系 25,000 B系 20,000			A系 25,000 B系 20,000	
排 除 方 式		分 流 式	分 流 式	
普 及 率 $\frac{\text{処理可能人口}}{\text{行政人口}}$		70.4 %	45.7 %	68.8 %
水 洗 化 率 $\frac{\text{水洗化人口}}{\text{処理可能人口}}$		87.8 %	89.1 %	87.9 %
面 整 備 率 $\frac{\text{整備済面積}}{\text{事業計画処理面積}}$		78.2 %	64.2 %	76.8 %

普及率・・・全 国 平均 81.4 % (令和5年度末)

静岡県平均 66.0 % (令和5年度末)

(2) 業務実績表

区 分		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
行政区域内人口	人	38,284	37,927	37,612	37,225	36,848	36,437	35,721	34,973	34,301	33,603	
計画排水人口	人	25,200	25,200	25,200	25,200	25,200	25,200	25,200	25,200	25,200	25,200	
処理区域内人口	人	25,443	25,259	25,168	25,078	24,936	24,766	24,396	23,933	23,538	23,113	
現在排水人口	人	22,475	22,349	22,214	22,061	21,929	21,782	21,453	21,071	20,704	20,317	
現在使用件数	件	9,775	9,645	9,699	9,948	9,965	9,914	9,895	9,850	9,781	9,740	
休止件数等	件	2,487	2,709	3,263	3,172	3,210	3,320	3,398	3,484	3,574	3,637	
許可件数	件	12,262	12,354	12,962	13,120	13,175	13,234	13,293	13,334	13,355	13,377	
普及率	%	66.5	66.6	66.9	67.4	67.7	68.0	68.3	68.4	68.6	68.8	
水洗化率	%	88.3	88.5	88.3	88.0	87.9	88.0	87.9	88.0	88.0	87.9	
年間総有収汚水量	m ³	7,019,930	7,069,663	6,922,429	7,069,984	6,944,146	6,890,754	6,117,422	6,031,008	6,403,106	6,581,368	
熱海処理区	m ³	6,711,101	6,751,609	6,602,704	6,734,273	6,598,028	6,546,463	5,786,195	5,694,957	6,067,102	6,226,467	
泉処理区	m ³	308,829	318,054	319,725	335,711	346,118	344,291	331,227	336,051	336,004	354,901	
熱海処理区	一日処理能力	m ³	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	
	一日最大処理水量	晴天 m ³	20,770	20,870	19,900	19,450	19,190	19,760	20,150	18,010	17,470	18,130
		雨天 m ³	34,380	30,020	28,130	28,810	26,040	32,970	25,390	44,970	26,950	31,400
	一日平均処理水量	m ³	18,938	19,052	18,632	19,003	18,619	18,423	16,328	16,071	17,121	17,531
	年間総処理水量	m ³	6,912,434	6,954,157	6,800,785	6,936,301	6,795,969	6,742,857	5,959,781	5,865,806	6,249,115	6,413,261
管路整備済延長	m	124,383	124,867	125,601	126,677	127,200	127,754	128,373	128,428	128,886	129,174	
職員数	人	10	9	9	8	8	9	9	8	8	7	
損益勘定所属職員数	人	7	6	6	5	5	6	6	6	6	6	
職員一人当り排水人口	人	3,635	4,210	4,195	5,016	4,987	4,127	4,066	3,989	3,923	3,852	
使用料単価(1m ³ 当り)	円	163.55	164.45	165.72	165.93	166.60	166.48	168.49	169.36	169.50	168.14	
処理原価(1m ³ 当り)	公費負担分 除く 円	163.55	164.45	135.08	165.93	166.60	166.48	168.49	169.36	166.59	165.13	
	含む 円	247.38	257.07	247.98	238.64	253.21	248.02	244.10	245.33	231.00	226.30	

※ 平成28年度の処理原価(公費負担分を除く)については、総務省通知に基づき公費負担分である一般会計繰出金の「分流式下水道に要する経費」を算出した結果、平成27年度に比べ大幅に増額したことにより、処理原価算出の基礎となる汚水処理費が大幅に減額したため処理原価が下がったもの。

(3) 事業の沿革 (熱海処理区)

昭和

25年 10月 24日	下水道第1期築造工事施行に関する件議決
11月 4日	下水道条例制定の件議決
26年 1月 11日	下水道築造認可 51.479ha 9,765人
27年 1月 21日	渚簡易処理場築造認可
7月	排水処理開始
32年 9月 9日	熱海国際観光温泉文化都市建設計画・下水道並同事業決定 排水区域 986ha
9月 25日	下水道促進に関する意見書議決
33年 3月 31日	下水道事業営造物設置議決
5月 27日	下水道終末処理場築造認可 83.762ha 30,000人 処理方式 高速散水濾床法 処理能力の変更 21,300m ³ /日
35年 12月 9日	公有水面埋立免許申請
36年 6月 5日	終末処理場建設につき、(株)後樂園スタジアムの協力方について、全員協議会で決定
6月 29日	下水道終末処理場施設及び関連用地利用に係る仮契約締結及び議決
8月 1日	公有水面埋立免許 埋立面積 24,996.70m ²
37年 1月 26日	公有水面埋立実施設計認可
4月 3日	下水道終末処理場施設及び関連用地利用に係る仮契約の一部改定契約(案) 及び下水道終末処理場用地造成工事委託契約(案) 議決
6月 5日	同上契約締結
6月 8日	側面護岸工事契約の一部変更仮契約及び市単独工事仮契約締結
6月 15日	同上仮契約議決
7月 25日	用地造成工事起工式
9月 20日	現場監督員事務所設置により監督員常駐
12月 13日	処理施設変更認可設計完了
38年 2月 25日	同上変更認可申請
2月 28日	処理施設建築設計委託仮契約締結
2月 28日	側面護岸工事完成
3月 22日	処理施設建築設計委託仮契約議決
8月 20日	終末処理場築造事業計画変更認可 1. 処理方法 高速散水濾床法を高速エアレーション沈殿法 2. 処理能力 21,000m ³ /日→24,000m ³ /日 3. 計画人口(全体計画) 61,142人→60,000人 4. 1人1日700ℓ/日→800ℓ/日(最大汚水量)
11月 7日	終末処理場施設と上家施設との関連工事について(株)後樂園スタジアムと「協定書」締結
11月 20日	終末処理場機械工事を(株)荏原実業に仮発注

38年 11月 25日	終末処理場躯体工事（その1）を竹中工務店と仮契約締結
12月	同上仮契約議決
39年 3月 21日	終末処理場用地造成委託工事完成
3月	終末処理場躯体工事（その1）完成
6月 1日	終末処理場躯体工事（その2）を竹中工務店と仮契約締結
6月 2日	終末処理場用地造成工事竣工認可される
6月 5日	終末処理場機械工事（その1）を㈱荏原実業と仮契約締結
6月 30日	公有水面埋立地確認議決（処理場用地）
6月 30日	終末処理場躯体工事（その2）仮契約議決
6月 30日	終末処理場機械工事（その1）仮契約議決
40年 6月	終末処理場躯体工事・終末処理場機械工事完成
8月	錦ヶ浦終末処理場（旧第1浄水管理センター）供用開始
41年 3月 25日	造成用地分筆登記
	熱海市・・・和田浜南町 1,694-9 9,679.93m ²
	1,694-11 158.00m ²
	1,694-16 152.00m ²
	計 9,989.93m ²
	㈱後樂園スタジアム
	和田浜南町 1,694-15 14,484.33m ²
	1,694-10 512.00m ²
	計 14,996.33m ²
10月 10日	「土地の境界標柱確認に関する覚書」の締結 標柱設置カ所20カ所
42年 6月 19日	公共下水道築造変更認可
	1. 認可処理面積 60.165ha→212.6ha
	2. 計画人口 30,000人→20,000人
	3. 1人1日 800ℓ/日→1,200ℓ/日（最大汚水量）
	4. 処理能力 21,000m ³ /日→24,000m ³ /日
7月 13日	熱海市国際観光温泉文化都市建設計画・下水道の変更・・・排水区域の変更 986ha→481ha
47年 1月 28日	公共下水道事業計画変更認可・・・工期の延長 昭和47年3月を50年3月
48年 6月 28日	公共下水道事業計画変更認可・・・認可処理面積 212.6haを301.32ha
50年 10月 17日	公共下水道事業計画変更認可（処理場施設）
	1. 濃縮槽 196m ³
	2. 調整槽 4,000m ³
	3. 施工期間 昭和32年4月～50年3月を53年3月
12月 20日	水質汚濁防止法に係る上乗せ基準設定（昭和51.1.1施行）
53年 2月	熱海観光港開発計画策定
3月 14日	公共下水道事業計画変更認可・・・施工期間 昭和50年4月～53年3月を55年3月

55年	1月11日	熱海国際観光温泉文化都市建設計画・下水道の変更・・・排水区域の変更 481ha→879ha 熱海地区188ha、伊豆山地区210ha追加 第2浄水管理センター、伊豆山ポンプ場の追加
	3月	浄水管理センター(第2浄水管理センター) 建設事業認可・・・標準活性汚泥法・ 処理能力30,000m ³ /日 (最大)
	3月4日	公共下水道事業計画変更認可 1. 認可面積 301.32ha→686ha 2. 処理人口 20,000人→32,400人
	5月7日	公有水面埋立免許申請 熱海市和田浜南町1,694-10.11地先 埋立面積 71,140.52m ² 公共下水道用地 57,823.69m ² 緑地 13,316.83m ²
	6月19日	実施設計協定(基本)・・・日本下水道事業団
	7月24日	建設工事協定・・・日本下水道事業団
	8月20日	公有水面埋立免許・・・静岡県知事
	10月	護岸工事発注(五洋・東洋・竹中・青木建設共同企業体)
	11月28日	工事安全祈願祭
56年	12月	鋼殻鉄筋コンクリート工事(沈設工法)着手・・・大成・石川島播磨重工共同企業体
	12月	幹線管渠工事着手(臨港道路、秀花園前)・・・分水渠 1箇所 管渠φ800mm～1,200mm
57年	3月	公共下水道事業計画変更認可・・・水処理及び管理棟の位置変更
58年	1月4日	鋼殻鉄筋コンクリートケーソン進水
	8月30日	公共下水道事業計画変更認可 1. 伊豆山浜幹線和田浜南町地内の位置及び管径 2. 第1浄水管理センター面積の変更 99a→78a 3. 管路の新設(φ2,500×2,500 L=215m)
	9月7日	熱海国際観光温泉文化都市建設計画・下水道の変更・・・ 1. 下水管渠(分水渠)の追加 2. 第1浄水管理センター面積の変更 A=9,920m ² →7,760m ²
	10月	処理施設に係る電気機械設備を工場で作成(明電舎・石川島播磨重工・荏原製作所)
	10月	部材製作(大成・竹中建設共同企業体)
	11月	第1～第2浄水管理センター連絡管廊工事着手(大成・青木建設共同企業体)
	11月29日	横浜より「鋼殻鉄筋コンクリートケーソン」曳航開始・・・午前9:00横浜ドック出航
	30日	熱海港到着・・・午前6:30

58年	12月	2日	「鋼殻鉄筋コンクリートケーソン」を基礎上に沈設
	12月		建築工事プレキャスト組立開始
59年	2月		電気・機械設備据付開始
60年	2月		第1～第2浄水管理センター連絡管廊工事完成
	3月		水処理施設（A系列）工事完了
	3月		幹線管渠工事完成（臨港道路、秀花園前）
	4月		試運転開始
	7月	6日	第2浄水管理センター竣工式・供用開始
	7月	17日	公共下水道事業計画変更認可・・・汚泥処理棟の配置及び位置の変更 （鋼殻体→独立棟）
	8月	20日	水処理棟A系列周囲埋立て工事（昭和61.3.25完成）
61年	1月	25日	汚泥棟基礎及び土木工事（昭和62.1.31完成）・汚泥棟建築工事（昭和62.3.25完成）
	9月	13日	汚泥処理設備工事（汚泥棟建設に伴い脱水機3台設置・・・昭和62.10.31完成）
	9月	25日	第2浄水管理センター周辺の植栽、舗装、雨水排水工事（昭和62.3.20開始）
62年	10月		汚泥棟・脱水設備竣工に伴い、汚泥処理を第1浄水管理センターから汚泥棟に移行
63年	2月	22日	公共下水道事業計画変更認可 認可年次の変更 昭和65.3.31→昭和68.3.31 第1浄水管理センター処理能力の変更 24,000m ³ /日→15,000m ³ /日に変更 全体計画 75,000m ³ /日→61,000m ³ /日 認可計画 54,000m ³ /日→45,000m ³ /日
	8月	30日	水処理 A系列NO.1槽 機械設備工事（平成元年3.18完成）
平成			
	4年	10月	公共下水道事業計画変更認可 認可年次の変更 平成5.3.31→平成10.3.31 人口（常住） 25,170人→32,800人 処理区域 722ha→802ha 処理施設能力 45,000m ³ /日→67,400m ³ /日
5年	3月	27日	熱海国際観光温泉文化都市建設計画・下水道の変更・・・幹線管渠の変更・廃止 （20ha→100ha） 管渠 L=20,460m→L=6,120m
	9月	30日	管理棟基礎工事（平成6.2.10完成）
	12月	1日	管理棟土木、建築工事（平成7.2.17完成）
6年	9月	30日	B系列水処理棟建築（平成8.3.15完成）
	12月	1日	管理棟電気設備、機械設備、内装工事（平成7.3.17完成）
7年	8月	23日	B系列水処理棟建築に係る電気、機械設備工事（平成8.10.31完成）
	11月	1日	管理棟電気設備工事・・・高圧ケーブル引き込み・受電設備等（平成9.3.18完成）

7年 12月 25日	熱海国際観光温泉文化都市建設計画・下水道の変更・・・ 1. 排水区域の変更 879ha→1,135ha 南熱海処理分区 220ha、用途地域変更に伴う面積変更36haを追加 2. 幹線管渠の追加 管渠 L=6,120m→15,775m 3. 南熱海中継ポンプ場の追加 A=2,500㎡
8年 3月	公共下水道事業計画変更認可（南熱海の追加） 認可年次の変更 平成10.3.31→平成15.3.31 人口（常住） 32,800人→39,590人 処理区域 802ha→907ha 処理施設能力 67,400㎥/日→73,230㎥/日
3月 7日	B系列水処理設備工事・・・機械設備工事（平成9.3.18完成）
8月 1日	管理棟電気設備工事・・・監視室計装設備（平成9.9.30完成）
8月 10日	管理棟電気設備工事・・・自家発電設備工事・・・発電機1台増設（平成9.3.18完成）
9月 14日	汚泥処理設備工事・・・脱水機1台増設（平成9.9.30完成）
9年 3月	公共下水道事業変更認可・・・泉処理区の認可区域拡大 75ha
8月 28日	管理棟外溝工事（平成10.3.18完成）
10月	水処理施設B系列運転開始
12月	第1浄水管理センター水処理停止
10年 3月 10日	熱海国際観光温泉文化都市建設計画・下水道の変更・・・ 1. 幹線管渠の変更・廃止 100ha→1,000ha 管渠 L=15,755m→0m 2. 伊豆山浜中継ポンプ場の位置変更 字東谷→字浜 面積 A=600㎡→900㎡ 3. 第1浄水管理センターの廃止 A=7,760㎡→0㎡ 4. 第2浄水管理センターの変更 名称 第2浄水管理センター→熱海市浄水管理センター 面積 A=57,830㎡→58,230㎡
4月	公共下水道事業変更認可 1. 第1浄水管理センターの廃止 2. 伊豆山浜中継ポンプ場の位置変更 3. 上記に伴う主要な管渠の一部変更
11年 3月 19日	第1浄水管理センター（終末処理場施設）に係る財産処分について建設大臣の承認を得た。
3月 31日	第1浄水管理センター除却処分額937,148,625円については、資本剰余金（国庫補助金）の取崩により平成10年度決算を終結した。
12年 9月 27日	サンビーチを代表とする水環境の改善に対し、「甦る金色夜叉の浜辺」として建設省（現国土交通省）から”甦る水百選”に選定される
15年 1月	南熱海幹線①管路トンネル完成
3月	伊豆山浜中継ポンプ場完成
3月	南熱海中継ポンプ場完成

15年	6月	1日	伊豆山地区一部供用開始
	9月		浄水管理センターの更新工事着手
	10月		南熱海幹線①管路トンネル内管渠・南熱海幹線中継施設完成
	12月	1日	上多賀地区一部供用開始
18年	3月		網代多賀幹線④（シールド内径1,350mm 延長1,439mFRPM）完成 小山臨海公園～長浜バス停まで3年間
	3月	31日	下多賀・中野地区一部供用開始
19年	9月	6日	台風9号により浄水管理センター（管理用通路、消波ブロック、掻寄機、流量計等）被災
21年	4月	1日	浄水管理センター等運転管理業務委託の第1回包括的民間委託（レベル2） （自平成21.4.1 至平成24.3.31）
22年	3月	30日	公共下水道事業変更認可・・・事業期間継続（自平成22.4.1 至平成27.3.31）
24年	3月	26日	社会資本整備総合交付金要綱の規定に基づく熱海市下水道管路施設長寿命化計画（熱海処理区熱海地区）（平成24年度～平成27年度）を策定する
	4月	1日	浄水管理センター等運転管理業務委託の第2回包括的民間委託（レベル2） （自平成24.4.1 至平成27.3.31）
	7月	24日	社会資本整備総合交付金要綱の規定に基づく熱海市下水道長寿命化計画（熱海市浄水管理センター）（平成24年度～平成28年度）を策定する
26年	8月	1日	熱海市公共下水道事業基本計画策定(変更) 目標年次の変更 平成32年→令和12年
27年	3月	27日	公共下水道事業計画変更・・・事業期間継続 計画年次 自平成27.4.1 至令和4.3.31 計画区域 871.0ha→919ha 計画人口 30,390人→25,100人 処理施設能力 65,000m ³ /日→45,000m ³ /日
	4月	1日	浄水管理センター等運転管理業務委託の第3回包括的民間委託（レベル2） （自平成27.4.1 至平成30.3.31）
28年	3月	23日	社会資本整備総合交付金要綱の規定に基づく熱海市下水道長寿命化計画（熱海市浄水管理センター）（変更）（平成24年度～平成27年度）を策定する
	3月	25日	社会資本整備総合交付金要綱の規定に基づく熱海市下水道長寿命化計画（熱海処理区）第二期（平成28年～令和2年度）を策定する
29年	3月	22日	社会資本整備総合交付金要綱の規定に基づく熱海市下水道ストックマネジメント計画を策定し、計画に基づく改築実施計画（熱海市浄水管理センター）（平成29年度～令和3年度）を策定する
	3月		熱海市汚水処理整備計画(アクションプラン)（平成29年度～令和8年度）策定
30年	2月		デザインマンホール(2種類)設置 「梅と芸妓」「貫一お宮」
	3月		熱海市公共下水道事業経営戦略（平成30年度～令和9年度）策定
	3月	30日	公共下水道事業計画変更・・・ 事業計画書第3表（管渠調書）に点検箇所を追加、主要な施設の設置及び機能維持に関する中長期的な方針を追加

30年	4月1日	浄水管理センター等運転管理業務委託の第4回包括的民間委託（レベル2） （自平成30.4.1至令和3.3.31）
	7月28日	台風12号により浄水管理センター（B系水処理棟、汚泥処理棟、管理棟、管理用通路等）被災
	8月11日	マンホールカード「寛一お宮」配布開始
	12月14日	マンホールカード「梅と芸妓」配布開始
令和		
3年	1月19日	熱海市下水道ストックマネジメント計画（第1期平成29年度～令和3年度）変更・・・ 個別施設の改築計画：管路施設の改築計画の追加（令和3年度分）、処理場の改築計画の追加（第2期分実施設計費）
	4月1日	浄水管理センター等運転管理業務委託の第5回包括的民間委託（レベル2） （自令和3.4.1至令和8.3.31）
	7月3日	梅雨前線豪雨（土石流）により伊豆山地区の管路施設（逢初川幹線⑩外1線）被災
4年	3月10日	熱海市下水道ストックマネジメント計画（第2期令和4年度～令和8年度）策定
	3月29日	公共下水道事業計画変更・・・事業期間継続 計画年次 自令和4.4.1至令和11.3.31 計画区域 919ha→924ha 計画人口 25,100人→21,700人 幹線管渠ルートの変更（初川幹線系統→糸川幹線系統） 点検箇所数の変更（伏越部上流マンホールの追加）
5年	3月15日	熱海市下水道総合地震対策計画（令和5年度～令和14年度）策定
	5月	熱海市公共下水道事業経営戦略（令和5年度～令和14年度）策定
6年	3月7日	熱海市下水道ストックマネジメント計画（第2期令和4年度～令和8年度）変更・・・ 個別施設の改築計画：処理場施設の改築計画の追加（計測設備（DO計））、ポンプ場施設の改築計画の追加（建具（外部建具））
6年	3月22日	熱海市下水道総合地震対策計画（令和5年度～令和14年度）変更・・・ 緊急に実施すべき対策：既設管路の耐震診断の追加、既設管路の耐震補強設計、耐震化工事の延長の変更等 管渠調書：耐震化対象延長、事業内容、概算事業費、工期等の変更 処理施設調書：概算事業費、工期の変更

事業の沿革（泉処理区）

昭 和

49年 6月 18日	泉地区の汚水を広域的に処理することについて、湯河原町と協議
8月 20日	泉地区の汚水を広域的に処理することについて、湯河原町から合意の回答を得る
55年	泉処理区の基礎調査及び基本計画策定調書を実施
57年 10月 12日	下水管渠が千歳川を横断し湯河原町へ流入することについて、河川管理者と協議
10月8日～11月8日	泉処理区の下水処理計画（案）について地元説明会を開始
10月 18日	都市計画決定について、事前協議書を県に提出
10月 21日	湯河原町へ都市計画決定について事前協議書を提出
11月 9日	県計画課より都市計画決定についての事前協議書に対し了承を受ける
11月 10日	公営事業委員会を開催
11月12日～26日	都市計画法第17条に基づく縦覧を行う
58年 1月 6日	熱海国際観光温泉文化都市計画・下水道の決定 排水区域 127ha
4月 28日	公共下水道事業計画変更認可・・・認可区域 36ha
61年 3月 19日	湯河原町と「熱海市公共下水道泉処理区の下水の処理に関する事務委託」の規約を議決
4月 1日	泉地区の排水処理を開始
10月 21日	泉地区の下水処理について、事務委託に関する協定書締結

平 成

5年 3月 27日	幹線管渠の廃止 L=3,300m→0m
9年 3月 6日	公共下水道事業計画変更認可・・・認可区域 36ha→75ha 認可人口 582人→1,230人
15年 3月 28日	公共下水道事業計画変更認可・・・認可区域 75ha→104ha 認可人口1,230人→1,950人
22年 3月 30日	公共下水道事業変更認可・・・事業期間継続（自平成22.4.1 至平成27.3.31）
27年 3月 27日	公共下水道事業計画変更・・・事業期間継続 計画年次 自平成27.4.1 至令和4.3.31 計画区域 103.7ha→105ha 計画人口 2,030人→1,700人
29年 3月	熱海市汚水処理整備計画（アクションプラン）（平成29年度～令和8年度）策定
30年 3月	熱海市公共下水道事業経営戦略（平成30年度～令和9年度）策定
3月 30日	公共下水道事業計画変更・・・ 事業計画書第3表（管渠調書）に点検箇所を追加、主要な施設の設置及び機能維持に関する中長期的な方針を追加

令 和

4年 3月 29日	公共下水道事業計画変更・・・事業期間継続 計画年次 自令和4.4.1 至令和11.3.31 計画人口 1,700人→1,400人
5年 3月 15日	熱海市下水道総合地震対策計画（令和5年度～令和14年度）策定
5月	熱海市公共下水道事業経営戦略（令和5年度～令和14年度）策定

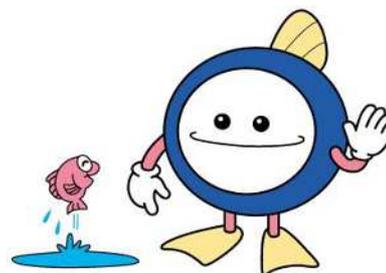
6年 3月 22日

熱海市下水道総合地震対策計画（令和5年度～令和14年度）変更・・・

緊急に実施すべき対策：既設管路の耐震診断の追加、既設管路の耐震補強設計、耐震化工事の延長の変更 等

管渠調書：耐震化対象延長、事業内容、概算事業費、工期等の変更

処理施設調書：概算事業費、工期の変更



2. 下水道の現況

(1) 財政状況

損益計算書

年 度		令 和 元 年 度			令 和 2 年 度		
科 目		決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比
営業 収益	下水道収益	1,147,141,380	59.27%	99.16%	1,030,720,399	57.94%	89.85%
	その他営業収益	914,769	0.05%	143.04%	26,227,014	1.47%	2867.06%
営業 外 収 益	引当金戻入	0	—	—	0	—	—
	行政財産使用料	917,282	0.05%	24.57%	919,501	0.05%	100.24%
	他会計からの補助金	323,000,000	16.69%	100.31%	323,001,561	18.16%	100.00%
	長期前受金戻入	463,302,311	23.93%	102.30%	396,637,551	22.30%	85.61%
	雑 収 益	280,116	0.01%	236.92%	1,512,097	0.08%	539.81%
特 別 利 益		0	0.00%	皆減	0	—	—
収 益 合 計 A		1,935,555,858	100.00%	85.78%	1,779,018,123	100.00%	91.91%
営業 費 用	管 渠 費	46,596,260	2.73%	76.20%	16,224,982	1.05%	34.82%
	ポンプ場費	33,408,249	1.95%	215.79%	25,556,231	1.66%	76.50%
	処理場費	344,822,634	20.17%	90.26%	315,683,992	20.53%	91.55%
	泉下水道維持管理費	24,121,992	1.41%	133.42%	22,433,133	1.46%	93.00%
	総 係 費	87,668,457	5.13%	97.34%	86,047,420	5.60%	98.15%
	減価償却費	876,691,879	51.29%	88.23%	850,857,532	55.34%	97.05%
	資産減耗費	143,053,261	8.37%	497.49%	40,579,605	2.64%	28.37%
営業 外 費 用	支払利息及び 企業債取扱諸費	152,692,011	8.93%	90.26%	135,724,984	8.83%	88.89%
	雑 支 出	0	—	—	138,600	0.01%	皆増
特 別 損 失		291,859	0.02%	0.11%	44,297,832	2.88%	15177.82%
費 用 合 計 B		1,709,346,602	100.00%	84.71%	1,537,544,311	100.00%	89.95%
当年度純利益(△純損失) A - B		226,209,256	—	94.80%	241,473,812	—	106.75%

(単位：円)

令和3年度			令和4年度			令和5年度		
決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比
1,021,429,760	56.65%	99.10%	1,082,443,025	57.83%	105.97%	1,106,580,931	56.99%	102.23%
23,082,107	1.28%	88.01%	19,863,366	1.06%	86.06%	26,503,249	1.37%	133.43%
0	—	—	0	—	—	0	—	—
877,649	0.05%	95.45%	1,027,019	0.05%	117.02%	1,401,199	0.07%	136.43%
361,988,000	20.08%	112.07%	367,311,554	19.62%	113.72%	362,010,953	18.65%	98.56%
393,440,822	21.82%	99.19%	400,703,329	21.41%	101.03%	390,429,616	20.11%	97.44%
2,225,200	0.12%	147.16%	185,490	0.01%	12.27%	54,658,611	2.81%	29467.15%
0	—	—	425,744	0.02%	皆増	0	—	皆減
1,803,043,538	100.00%	101.35%	1,871,959,527	100.00%	103.82%	1,941,584,559	100.00%	103.72%
21,539,920	1.45%	132.76%	15,297,691	1.04%	71.02%	27,192,725	1.83%	177.76%
29,592,707	1.99%	115.79%	34,794,174	2.35%	117.58%	25,965,112	1.74%	74.62%
324,411,348	21.82%	102.76%	324,782,492	21.96%	100.11%	359,492,234	24.14%	110.69%
18,053,528	1.21%	80.48%	23,245,511	1.57%	128.76%	27,967,140	1.88%	120.31%
86,781,443	5.84%	100.85%	84,835,785	5.73%	97.76%	93,394,685	6.27%	110.09%
863,103,014	58.04%	101.44%	889,871,751	60.16%	103.10%	862,632,696	57.92%	96.94%
16,873,469	1.13%	41.58%	3,853,426	0.26%	22.84%	6,042,213	0.40%	156.80%
119,229,258	8.02%	87.85%	102,429,343	6.92%	85.91%	86,676,351	5.82%	84.62%
0	0.00%	皆減	0	—	—	0	—	—
7,405,823	0.50%	16.72%	178,225	0.01%	2.41%	37,789	0.00%	21.20%
1,486,990,510	100.00%	96.71%	1,479,288,398	100.00%	99.48%	1,489,400,945	100.00%	100.68%
316,053,028	—	130.89%	392,671,129	—	124.24%	452,183,614	—	115.16%

貸借対照表(資産の部)

年 度		令 和 元 年 度			令 和 2 年 度		
科 目		決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比
固 定 資 産	土 地	10,092,937,068	30.74%	100.00%	10,054,156,626	31.17%	99.62%
	建 物	4,314,210,347	13.14%	99.42%	4,161,048,253	12.90%	96.45%
	構 築 物	15,458,721,867	47.09%	98.96%	15,166,196,326	47.02%	98.11%
	機械及び装置	1,069,466,394	3.25%	96.10%	1,258,333,345	3.90%	117.66%
	車両運搬具	970,676	0.01%	66.69%	1,875,801	0.01%	193.25%
	工具器具及び備品	8,499,445	0.03%	78.25%	6,241,916	0.02%	73.44%
	建設仮勘定	318,176,507	0.97%	107.89%	311,084,815	0.96%	97.77%
	有形固定資産 合 計 A	31,262,982,304	95.23%	99.33%	30,958,937,082	95.98%	99.03%
	無形固定資産 (施設利用権) B	304,998,926	0.93%	94.01%	290,253,592	0.90%	95.17%
	投資その他の資産C (長期貸付金)	0	—	—	0	—	—
固定資産計 A + B + C D	31,567,981,230	96.16%	99.28%	31,249,190,674	96.88%	98.99%	
流 動 資 産	現金預金 E	1,215,110,493	3.70%	174.74%	929,885,074	2.88%	76.53%
	未 収 金 F	46,115,111	0.14%	35.54%	76,176,219	0.24%	165.19%
	流動資産計 E + F G	1,261,225,604	3.84%	152.85%	1,006,061,293	3.12%	79.77%
資 産 合 計 D + G		32,829,206,834	100.00%	100.63%	32,255,251,967	100.00%	98.25%

(単位：円)

令和3年度			令和4年度			令和5年度		
決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比
10,054,156,626	31.62%	99.62%	10,054,156,626	32.07%	100.00%	10,054,156,626	31.97%	100.00%
4,094,156,143	12.88%	94.90%	3,939,793,792	12.57%	96.23%	3,784,844,026	12.04%	96.07%
14,706,883,775	46.25%	95.14%	14,363,685,491	45.81%	97.67%	13,878,267,429	44.14%	96.62%
1,392,065,841	4.38%	130.16%	1,245,440,723	3.97%	89.47%	1,119,245,515	3.56%	89.87%
1,437,423	0.00%	148.08%	1,253,600	0.00%	87.21%	1,128,500	0.00%	90.02%
5,130,795	0.02%	60.37%	3,538,077	0.01%	68.96%	13,155,441	0.04%	371.82%
190,970,753	0.60%	60.02%	205,337,646	0.65%	107.52%	512,343,604	1.63%	249.51%
30,444,801,356	95.75%	97.38%	29,813,205,955	95.08%	97.93%	29,363,141,141	93.38%	98.49%
273,041,233	0.86%	89.52%	254,817,274	0.81%	93.33%	262,668,337	0.84%	103.08%
0	—	—	0	—	—	0	—	—
30,717,842,589	96.61%	97.31%	30,068,023,229	95.89%	96.22%	29,625,809,478	94.22%	98.53%
1,009,524,172	3.17%	83.08%	1,231,236,978	3.93%	121.96%	1,692,074,071	5.38%	137.43%
70,893,050	0.22%	153.73%	55,970,492	0.18%	78.95%	126,661,435	0.40%	226.30%
1,080,417,222	3.39%	85.66%	1,287,207,470	4.11%	119.14%	1,818,735,506	5.78%	141.29%
31,798,259,811	100.00%	96.86%	31,355,230,699	100.00%	98.61%	31,444,544,984	100.00%	100.28%

貸借対照表(負債の部・資本の部)

年 度		令 和 元 年 度			令 和 2 年 度			
科 目		決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比	
負 債 の 部	固 定 負 債	企 業 債	6,160,380,548	18.76%	94.99%	5,770,136,220	17.89%	93.67%
		他会計借入金	800,000,000	2.44%	72.73%	500,000,000	1.55%	62.50%
		引 当 金	74,065,148	0.23%	104.39%	78,074,647	0.24%	105.41%
		固定負債合計 A	7,034,445,696	21.43%	91.88%	6,348,210,867	19.68%	90.24%
	流 動 負 債	一時借入金	0	—	皆減	0	—	—
		企 業 債	656,340,078	2.00%	104.30%	676,734,328	2.10%	103.11%
		他会計借入金	300,000,000	0.91%	100.00%	300,000,000	0.93%	100.00%
		未 払 金	530,017,280	1.61%	236.06%	159,673,904	0.50%	30.13%
		前 受 金	0	—	—	0	—	—
		引 当 金	6,634,629	0.02%	109.14%	7,693,823	0.02%	115.96%
		その他流動負債	2,059,194	0.01%	54.38%	2,169,346	0.01%	105.35%
	流動負債合計 B	1,495,051,181	4.55%	126.31%	1,146,271,401	3.56%	76.67%	
	繰 延 収 益	長期前受金収益化累計額	9,198,605,153	28.02%	99.15%	9,073,491,083	28.13%	98.64%
		繰延収益合計 C	9,198,605,153	28.02%	99.15%	9,073,491,083	28.13%	98.64%
負債合計 A + B + C D		17,728,102,030	54.00%	97.85%	16,567,973,351	51.37%	93.46%	
資 本 の 部	資 本 金	自己資本金	9,223,153,139	28.10%	107.75%	9,806,462,405	30.40%	106.32%
		資本金合計 E	9,223,153,139	28.10%	107.75%	9,806,462,405	30.40%	106.32%
	剰 余 金	国庫補助金	5,394,133,143	16.43%	100.00%	5,394,133,143	16.72%	100.00%
		寄 附 金	19,000,000	0.06%	100.00%	19,000,000	0.06%	100.00%
		資本剰余金合計 F	5,413,133,143	16.49%	100.00%	5,413,133,143	16.78%	100.00%
		当年度未処分利益剰余金 G	464,818,522	1.41%	86.06%	467,683,068	1.45%	100.62%
		剰余金合計 F + G H	5,877,951,665	17.90%	98.73%	5,880,816,211	18.23%	100.05%
	資本合計 E + H I	15,101,104,804	46.00%	104.05%	15,687,278,616	48.63%	103.88%	
負債資本合計 D + I		32,829,206,834	100.00%	100.61%	32,255,251,967	100.00%	98.25%	

(単位：円)

令和3年度			令和4年度			令和5年度		
決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比
5,270,360,452	16.58%	91.34%	4,735,114,253	15.10%	89.84%	4,225,675,644	13.44%	80.18%
200,000,000	0.63%	40.00%	0	0.00%	皆減	0	—	—
83,108,705	0.26%	106.45%	75,078,626	0.24%	90.34%	79,996,628	0.25%	96.26%
5,553,469,157	17.47%	87.48%	4,810,192,879	15.34%	86.62%	4,305,672,272	13.69%	77.53%
0	—	—	0	—	—	0	—	—
689,375,768	2.17%	101.87%	656,546,199	2.09%	95.24%	644,838,609	2.05%	93.54%
300,000,000	0.94%	100.00%	200,000,000	0.64%	66.67%	0	0.00%	皆減
115,331,195	0.36%	72.23%	153,157,295	0.49%	132.80%	516,467,010	1.64%	447.81%
0	—	—	0	—	—	1,600,615	0.01%	皆増
6,299,974	0.02%	81.88%	18,288,220	0.06%	290.29%	6,260,323	0.02%	99.37%
2,192,468	0.01%	101.07%	3,039,363	0.01%	138.63%	2,937,528	0.01%	133.98%
1,113,199,405	3.50%	97.11%	1,031,031,077	3.29%	92.62%	1,172,104,085	3.73%	105.29%
8,828,259,605	27.76%	97.30%	8,518,003,970	27.17%	96.49%	8,318,582,240	26.45%	94.23%
8,828,259,605	27.76%	97.30%	8,518,003,970	27.17%	96.49%	8,318,582,240	26.45%	94.23%
15,494,928,167	48.73%	93.52%	14,359,227,926	45.80%	92.67%	13,796,358,597	43.88%	89.04%
10,332,671,661	32.49%	105.37%	10,874,145,473	34.68%	105.24%	11,390,198,501	36.22%	110.23%
10,332,671,661	32.49%	105.37%	10,874,145,473	34.68%	105.24%	11,390,198,501	36.22%	110.23%
5,394,133,143	16.96%	100.00%	5,394,133,143	17.20%	100.00%	5,394,133,143	17.15%	100.00%
19,000,000	0.06%	100.00%	19,000,000	0.06%	100.00%	19,000,000	0.06%	100.00%
5,413,133,143	17.02%	100.00%	5,413,133,143	17.26%	100.00%	5,413,133,143	17.21%	100.00%
557,526,840	1.76%	119.21%	708,724,157	2.26%	127.12%	844,854,743	2.69%	151.54%
5,970,659,983	18.78%	101.53%	6,121,857,300	19.52%	102.53%	6,257,987,886	19.90%	104.81%
16,303,331,644	51.27%	103.93%	16,996,002,773	54.20%	104.25%	17,648,186,387	56.12%	108.25%
31,798,259,811	100.00%	98.58%	31,355,230,699	100.00%	98.61%	31,444,544,984	100.00%	98.89%

資本的收入及び支出(税込)

年 度		令 和 元 年 度			令 和 2 年 度			
科 目		決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比	
資 本 的 收 入	企 業 債	318,400,000	29.01%	313.08%	285,100,000	31.00%	89.54%	
	固定資産売却代金	0	—	皆減	0	—	—	
	工事負担金	0	—	—	7,398,428	0.81%	皆増	
	一般会計出資金	362,000,000	32.98%	107.42%	344,700,000	37.48%	95.22%	
	国庫支出金	414,370,000	37.76%	388.06%	280,730,000	30.52%	67.75%	
	県支出金	0	—	—	0	—	—	
	貸付元金収入	0	—	—	0	—	—	
	受益者負担金	2,722,000	0.25%	151.90%	1,776,000	0.19%	65.25%	
	他会計補助金	0	—	—	0	—	—	
	資本的收入合計		1,097,492,000	100.00%	196.84%	919,704,428	100.00%	83.80%
資 本 的 支 出	建 設 改 良 費	人 件 費	17,945,968	1.01%	103.50%	17,349,757	1.07%	96.68%
		委 託 料	660,030,600	37.00%	540.31%	485,925,500	29.95%	73.62%
		工 事 費	174,055,520	9.75%	118.70%	156,462,900	9.64%	89.89%
		負 担 金	389,000	0.02%	1.94%	5,308,000	0.33%	1364.52%
		固定資産購入費	0	—	皆減	1,529,000	0.09%	皆増
		その他支出	1,410,392	0.08%	106.74%	1,184,556	0.07%	83.99%
		建設改良費合計	853,831,480	47.86%	258.29%	667,759,713	41.15%	78.21%
	企業債償還金		630,026,347	35.32%	99.71%	654,950,078	40.36%	103.96%
	長期借入金償還金		300,000,000	16.82%	100.00%	300,000,000	18.49%	100.00%
	資本の支出合計		1,783,857,827	100.00%	141.31%	1,622,709,791	100.00%	90.97%

(単位：円)

令和3年度			令和4年度			令和5年度		
決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比
189,600,000	29.08%	66.50%	121,300,000	23.39%	63.98%	135,400,000	25.20%	111.62%
0	—	—	0	—	—	0	—	—
4,330,977	0.66%	58.54%	533,661	0.10%	12.32%	5,625,874	1.05%	1054.20%
300,000,000	46.01%	87.03%	300,000,000	57.88%	100.00%	200,000,000	37.22%	66.67%
151,129,000	23.18%	53.83%	87,949,000	16.97%	58.19%	186,900,000	34.78%	212.51%
0	—	—	0	—	—	1,735,800	0.31%	皆増
0	—	—	0	—	—	0	—	—
1,284,000	0.20%	72.30%	1,750,000	0.34%	136.29%	898,000	0.17%	51.31%
5,700,000	0.87%	皆増	6,820,000	1.32%	119.65%	6,820,000	1.27%	100.00%
652,043,977	100.00%	70.90%	518,352,661	100.00%	79.50%	537,379,674	100.00%	82.41%
12,371,747	0.91%	71.31%	11,387,039	0.91%	92.04%	12,400,351	0.94%	108.90%
254,120,000	18.71%	52.30%	78,578,200	6.27%	30.92%	344,178,300	26.15%	438.01%
111,317,400	8.19%	71.15%	172,639,200	13.76%	155.09%	61,052,900	4.64%	35.36%
2,059,900	0.15%	38.81%	716,100	0.06%	34.76%	28,569,600	2.17%	3989.61%
792,000	0.06%	51.80%	148,720	0.01%	18.78%	12,306,140	0.94%	8274.70%
1,027,377	0.08%	86.73%	1,245,741	0.10%	121.25%	939,707	0.07%	75.43%
381,688,424	28.10%	57.16%	264,715,000	21.11%	69.35%	459,446,998	34.91%	173.56%
676,734,328	49.82%	103.33%	689,375,768	54.97%	101.87%	656,546,199	49.89%	95.24%
300,000,000	22.08%	100.00%	300,000,000	23.92%	100.00%	200,000,000	15.20%	66.67%
1,358,422,752	100.00%	83.71%	1,254,090,768	100.00%	92.32%	1,315,993,197	100.00%	104.94%

(2) 下水道使用料

○ 算定方法

使用料は水道水等の使用水量により、下表に定めたとおり算定します。

<下水道使用料金表>

(税 込)

区 分	使 用 料 (1 ヶ 月 に つ き)			
	基 本 料 金		従 量 料 金	
	使用水量	使用料金	使用水量	使用料金 (1 m ³ につき)
一 般 汚 水	10m ³ まで	2,827円	11m ³ ~ 20m ³	26円
			21m ³ ~ 300m ³	147円
			301m ³ ~ 1,000m ³	160円
			1,001m ³ 以上	174円
温 泉 汚 水	1m ³ につき	97円	—	

※ 公衆浴場(共同浴場を含む。)の使用については、汚水排出量の10分の5に相当する料金を減額します。ただし、営利を目的としない共同浴場の使用については、10分の7に相当する料金を減額します。

※ 下水道使用料減免措置制度…次に掲げる要件をすべて満たす場合、下水道使用料を月額2,200円としています。

- ① 1箇月の下水道使用量が10m³以下であること。
- ② 使用者が、各年1月1日現在において熱海市の住民基本台帳に記載されている70歳以上の者であること、またはその者と同一世帯に属している者であること。

○ 早見表 (抜粋)

(税 込)

使用水量	使用料金	使用水量	使用料金	使用水量	使用料金
0~10m ³	2,827円	40m ³	6,027円	100m ³	14,847円
15m ³	2,957円	50m ³	7,497円	200m ³	29,547円
20m ³	3,087円	60m ³	8,967円	300m ³	44,247円
25m ³	3,822円	70m ³	10,437円	500m ³	76,247円
30m ³	4,557円	80m ³	11,907円	1,000m ³	156,247円
35m ³	5,292円	90m ³	13,377円	2,000m ³	330,247円

○ 変遷

昭和25年11月7日制定

適用：昭和25年12月徴収分から昭和41年3月分まで

区 分		徴収基準	基本料金	超過料金
一般汚水		水道料金の3/10	—	—
井戸・その他汚水	一般家庭	1戸5人まで	12円50銭	2円50銭
	営業用	1m ³ につき	1円50銭	—
	浴場汚水	1m ³ につき	60銭	—
し 尿	大便器	1個につき	5円	—
	小便器	1個につき	2円50銭	—
	兼用便器	1個につき	7円50銭	—

適用：昭和41年4月から平成17年3月まで

適用区分	基本料金	超過料金(1m ³ 増すごとに加算)			温泉汚水
	20m ³ 以下	21~300m ³	301~ 1,000m ³	1,001m ³ 以上	1m ³ につき
昭和41年 4月~昭和48年 3月	160円	6円	6円	5円	2円
昭和48年 4月~昭和50年 7月	300円	10円	10円	9円	2円
昭和50年 8月~昭和51年 3月	500円	17円	18円	19円	9円
昭和51年 4月~昭和52年 3月	650円	22円	23円	24円	13円
昭和52年 4月~昭和55年 3月	800円	25円	26円	27円	16円
昭和55年 4月~昭和56年 3月	900円	29円	31円	33円	19円
昭和56年 4月~昭和57年 3月	1,000円	34円	36円	38円	22円
昭和57年 4月~昭和58年11月	1,100円	38円	40円	42円	24円
昭和58年12月~昭和60年11月	1,450円	52円	55円	58円	33円
昭和60年12月~平成 2年 4月	1,970円	79円	84円	88円	50円
平成 2年 5月~平成17年 3月	2,380円	114円	125円	136円	77円

適用：平成17年4月から

適用区分	基本料金	超過料金(1m ³ 増すごとに加算)				温泉汚水	備考
	10m ³ 以下	11~ 20m ³	21~ 300m ³	301~ 1,000m ³	1,001m ³ 以上	1m ³ につき	
平成17年 4月~平成21年 3月	2,499円	24円	130円	142円	155円	87円	使用料改定及び 消費税5% 総額表示
平成21年 4月~平成26年 6月	2,698円	25円	140円	153円	167円	93円	使用料改定及び 消費税5% 総額表示
平成26年 7月~令和元年 9月	2,775円	25円	144円	157円	171円	96円	消費税8% 総額表示
令和元年 10月~	2,827円	26円	147円	160円	174円	97円	消費税10% 総額表示

(3) 受益者負担金

都市計画法第 75 条の規定に基づき、建設費の一部を下水道整備によって利益を受ける人たちに負担していただきます。

現在は、排水設備申請時に下記のとおり徴収しています。

大便器または兼用便器 1 個につき ……………20,000 円

1 個増すごとに……………7,000 円

受益者負担金の変遷

大便器または 兼用便器	昭和 41.12~50.7		昭和 50.8~現在
	新築又は増改築	左記以外	
1 個につき	15,000 円	14,000 円	20,000 円
1 個増すごとに	7,000 円	4,000 円(2~5 個) 3,000 円(6~10 個) 2,500 円(11 個~)	7,000 円

(4) 公共下水道接続改造資金の貸付

くみ取り便所や浄化槽等から新たに公共下水道へ接続するためにかかった工事資金の貸付を無利子で行っています。

貸付限度額は 100 万円で、貸付を受けた月の翌月から、元金均等に 50 ヶ月以内で返済していただきます。

○ 貸付を受けることができる資格

- ① 接続工事を行う家屋の所有者であること
- ② 市税等を完納していること
- ③ 工事の費用を一時に負担することが困難であること
- ④ 貸付を受けた資金の償還能力を有すること
- ⑤ 確実な連帯保証人がいること

○ 連帯保証人の要件

- ① 市内に居住し、独立の生計を営む者であること
- ② 市税等を完納していること
- ③ 弁済の資力を有する者であること

貸付件数及び金額

年 度	申請件数	貸付金額
平成 30 年度以前	71 件	31,550,000 円
令和元年度	0 件	0 円
令和 2 年度	0 件	0 円
令和 3 年度	0 件	0 円
令和 4 年度	0 件	0 円
令和 5 年度	0 件	0 円

(5) 公共下水道接続改造費助成制度

公共下水道の普及促進と環境衛生の向上を図るため、平成15年度から公共下水道への新たな接続に伴う下水道使用料の軽減、または接続に要した工事費の一部を助成しています。

① 対象者

処理区域の告示がなされ、処理開始日から3年以内に浄化槽及びくみ取り便所等から新たに公共下水道へ接続改造し、使用を開始した建築物の所有者。ただし、市税等を滞納している者を除く。

② 選択

対象者は下水道使用料の軽減又は助成金交付のいずれかを選択し、排水設備申請時に申請します。

○ 下水道使用料の軽減の場合

1年目の接続…下水道使用料を 2年間 2分の1に軽減します。

2年目の接続…下水道使用料を 1年間 2分の1に軽減します。

3年目の接続…下水道使用料を 半年間 2分の1に軽減します。

○ 助成金交付の場合

接続改造に要した費用の30%以内(千円未満の端数は切り捨て)を助成します。

1年目の接続…限度額10万円

2年目の接続…限度額 5万円

3年目の接続…限度額 2万円

年 度 別 申 請 件 数

区 分		平成30年度以前	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助 成 金	1年目	479件	10件	8件	6件	3件	4件
	2年目	52件	0件	2件	0件	1件	0件
	3年目	35件	0件	1件	0件	0件	0件
	計	566件	10件	11件	6件	4件	4件
軽 減	1年目	23件	0件	0件	0件	0件	0件
	2年目	2件	0件	0件	0件	0件	0件
	3年目	1件	0件	0件	0件	0件	0件
	計	26件	0件	0件	0件	0件	0件
合 計		592件	10件	11件	6件	4件	4件

(6) 普及促進

① 戸別訪問

新たに公共下水道を整備した区域において、接続改造費助成制度対象区域（供用開始3年目まで）の未接続家屋を下水道課職員が訪問し、公共下水道接続のお願いをしています。

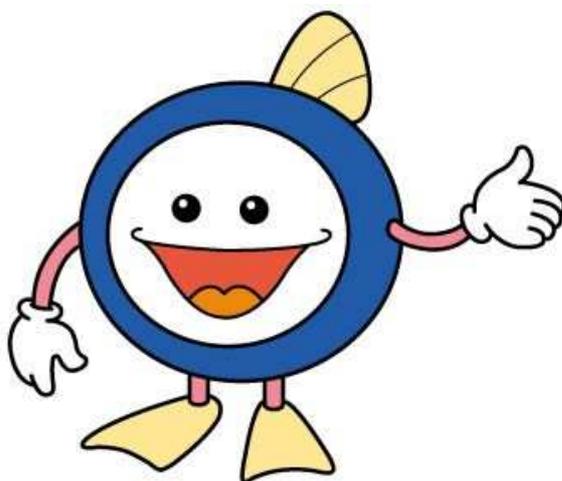
② PR 活動

市内の小学4年生を対象に熱海市浄水管理センターの施設見学と外部講師による下水道教室を開催しています。映像やクイズ、実験等を交え、下水道をわかりやすく、より身近に感じていただく取組みを行っています。

また、9月10日の下水道の日を含む5日間を「熱海市下水道週間」とし、市の広報紙や新聞等を通じて下水道事業の広報活動を実施しました。



下水道教室、施設見学の様子



3. 施設の概要

(1) 浄水管理センター

位置 熱海市和田浜南町1694-29
 敷地面積 58,230㎡(57,754.67㎡ + 475.33㎡)
 処理場建設費累計 255億円(A系180億円、B系75億円)
 供用開始 昭和60年7月
 下水排除方式 分流式
 処理方法 標準活性汚泥法
 放流先 相模灘
 汚泥処理 濃縮→機械脱水→場外搬出
 延床面積 20,561.89㎡



処理能力

令和6年3月31日現在

項目	基本計画	事業計画	現況
処理面積	1041.4ha	924ha	722.85ha
処理人口	23,900人	21,700人	22,086人
水処理能力(日最大)	45,000㎥/日	45,000㎥/日	45,000㎥/日
発生汚泥量	5.682t・DS/日 (23.0㎥/日)	5.691t・DS/日 (23.0㎥/日)	1.655t・DS/日 (5.0㎥/日)

主要施設

項目	基本計画	事業計画	整備済
流入管渠	時間最大汚水量 0.778㎥/秒	時間最大汚水量 0.714㎥/秒	同左
沈砂池	2池 巾2.0m×長12.0m×有効水深0.64m	同左	同左
主ポンプ設備	9.8㎥/分 5台 (内1台予備)	20㎥/分 2台 (内1台予備) 7㎥/分 1台 9.8㎥/分2台	20㎥/分 3台 (内1台予備) 7㎥/分 1台 9.8㎥/分 1台
最初沈殿池	A系 2池 平行流長方形沈殿池 巾7.3m×長27.5m×有効水深3.0m×2階層	同左	同左
	B系 4池 平行流長方形沈殿池 巾6.5m×長18.0m×有効水深3.0m	同左	同左
反応タンク設備	A系 4池 標準活性汚泥法 散気式旋回流方式 巾7.3m×長28.0m×有効水深11.0m	同左	同左
	B系 4池 標準活性汚泥法 散気式旋回流方式 巾6.5m×長43.0m×有効水深6.0m	同左	同左
最終沈殿池	A系 4池 平行流長方形沈殿池 巾7.3m×長29.5m×有効水深3.3m×2階層	同左	同左
	B系 4池 平行流長方形沈殿池 巾6.5m×長39.0m×有効水深3.5m	同左	同左
送風機設備	50㎥/分 3台 100㎥/分 2台(内1台予備)	同左	同左
塩素混和池	A系 1池 巾3.5m×長24.9m×有効水深3.0m 巾4.15m×長4.8m×有効水深3.0m	同左	同左
	B系 1池 巾2.0m×長83.0m×有効水深1.7m	同左	同左
汚泥濃縮槽	A系 3槽 重力式汚泥濃縮タンク 内径6.75m×有効水深3.0m	同左	同左
	B系 2槽 重力式汚泥濃縮タンク 内径8.0m×有効水深4.0m	B系 1槽 重力式汚泥濃縮タンク 内径8.0m×有効水深4.0m	同左
汚泥貯留槽	A系 長方形タンク 2基 有効100㎥ 1基 有効200㎥	同左	同左
	B系 長方形タンク 2基 有効200㎥	B系 長方形タンク 1基 有効200㎥	同左
汚泥脱水機	トルネードプレス型脱水機 4台	ロータリープレス型脱水機 1台 トルネードプレス型脱水機 3台	ベルトプレス型脱水機 2台 ロータリープレス型脱水機 1台 トルネードプレス型脱水機 1台

(2) 伊豆山浜中継ポンプ場

位置	熱海市伊豆山586-1
敷地面積	867.14m ²
建設費累計	12億4,080万円
供用開始	平成15年6月
計画揚水量(時間最大)	5.90m ³ /分
建物	鉄筋コンクリート造 1棟 地上2階、地下1階
延床面積	521.03m ²



処理能力

令和6年3月31日現在

項目	基本計画	事業計画	現況
処理面積	167.5ha	137.0ha	37.89ha
処理人口	2,300人	2,000人	1,118人
計画1日平均汚水量	5,216m ³ /日	4,299m ³ /日	同左
計画1日最大汚水量	6,157m ³ /日	5,079m ³ /日	同左
計画時間最大汚水量	8,502m ³ /日	6,989m ³ /日	同左

主要施設

項目	基本計画	事業計画	整備済
流入ゲート	1門	同左	同左
送水ポンプ <small>横軸吸込みスクリュー付渦巻きポンプ</small>	口径 150mm 2.0m ³ /分×11kw×4台 (内1台予備)	口径 150mm 2.5m ³ /分×22kw×2台 (内1台予備) 口径 150mm 2.0m ³ /分×11kw×2台	口径 150mm 2.5m ³ /分×22kw×2台 (内1台予備)
自家発電機	1台・3相、3線 210V、50Hz、175KVA	同左	同左
脱臭方式	活性炭吸着方式	同左	同左

伊豆山地区の汚水を浄水管理センターに送水するための施設です。
流入した汚水から、ゴミや砂を取り除いた後、ポンプにより送水します。当ポンプ場は無人施設ですが、遠方監視システムにより、浄水管理センターで24時間監視しています。

(3) 南熱海中継ポンプ場

位置	熱海市上多賀134-5
敷地面積	2,219.93㎡
建設費累計	14億1,315万円
供用開始	平成15年12月
計画揚水量(時間最大)	7.79㎥/分
沈砂池	鉄筋コンクリート造 2池
建物	鉄筋コンクリート造 1棟 地上1階 地下2階
延床面積	924.02㎡



処理能力

令和6年3月31日現在

項目	基本計画	事業計画	現況
処理面積	202.0ha	120.3ha	81.06ha
処理人口	6,400人	4,000人	2,742人
計画1日平均汚水量	6,681㎥/日	4,097㎥/日	同左
計画1日最大汚水量	8,099㎥/日	4,997㎥/日	同左
計画時間最大汚水量	11,219㎥/日	6,947㎥/日	同左

主要施設

項目	基本計画	事業計画	整備済
流入ゲート	2門	同左	同左 (供用開始 1門)
沈砂池	2池 巾1.2m×長6.5m×有効水深 0.45m	同左	同左 (供用開始 1池)
送水ポンプ	口径 150mm 2.6㎥/分×22kw×4台 (内1台予備)	口径 250mm 4.8㎥/分×45kw×2台 (内1台予備) 口径 150mm 2.6㎥/分×22kw×1台	口径 250mm 4.8㎥/分×45kw×2台 (内1台予備)
脱臭方式	活性炭吸着方式	同左	同左

南熱海地区の汚水を浄水管理センターに送水するための施設です。

流入した汚水から、ゴミや砂を取り除いた後、ポンプにより送水します。当ポンプ場は無人施設ですが、遠方監視システムにより、浄水管理センターで24時間監視しています。

(4) 南熱海幹線中継施設

位置	熱海市上多賀954-73
敷地面積	59.50㎡
中継施設建設費累計	7,323万円
供用開始	平成15年12月
建物	鉄筋コンクリート造 1棟 地上1階、地下1階
延床面積	31.08㎡



主要施設

項目	基本計画	事業計画	整備済
脱臭方式	活性炭吸着方式	同左	同左

南熱海中継ポンプ場から送られた汚水は一旦この中継施設にあげられ管路トンネル内の汚水管を通り、自然流下で浄水管理センターに送られ処理されます。

(5) 南熱海幹線①

位置 南熱海中継ポンプ場～浄水管理センター
建設費累計 55億3,305万円
供用開始 平成15年12月

内容

① 管路トンネル

位置 熱海市上多賀字白石～和田浜南町
建設費累計 43億2,360万円
構造 内径 2.2m 長さ 3,007m
工法 泥水式シールド工法



南熱海地区の汚水を南熱海幹線中継施設より浄水管理センターに送水するためのトンネルです。トンネルの中に直径450mmの汚水管が敷設されています。

(6) 寺山マンホールポンプ

位置 熱海市青葉町
建設費累計 2,500万円
供用開始 平成8年4月

主要施設

項目	基本計画	事業計画	整備済
送水ポンプ	0.5m ³ /min×4.0m×1.5kW 2台	同左	同左

青葉町地区の汚水を浄水管理センターに送水するための施設です。流入汚水をポンプにより浄水管理センターに送水します。当ポンプ場は無人施設ですが、遠方監視システムにより、浄水管理センターで24時間監視しています。

(7) 網代多賀幹線④

位置 南熱海中継ポンプ場～小山臨海公園
建設費累計 13億1,972万円

内容

- ① 内径 0.8m 長さ 290m
推進工法
供用開始 平成15年12月
位置 南熱海中継ポンプ場～長浜バス停
- ② 内径 1.35m 長さ 1,439m
泥土圧式シールド工法
供用開始 平成18年4月
位置 長浜バス停～小山臨海公園

網代地区と南熱海中継ポンプ場を結ぶ幹線管渠です。南熱海中継ポンプ場から長浜バス停までの290mを推進工法にて、小山臨海公園から長浜バス停までの1,439mをシールド工法にて施工しました。

4. 資料

(1) 令和5年度 浄水管理センター水質分析結果 (放流水)

項目	月	5月	11月	年間平均	年間最大	年間最小	排水基準値
	単位						
水温	℃	27.1	26.6	27.0	31.2	23.5	
透視度	cm	100	100	99	100	89	
pH	—	6.6	6.6	6.6	6.7	6.5	≧5.0≦9.0
SS	mg/L	0.9	1.3	1.5	2.4	0.9	平均<40 最大<50
COD	mg/L	4.9	4.6	4.8	6.0	4.4	平均<20 最大<25
BOD	mg/L	0.9	1.1	1.1	1.7	0.7	平均<20 最大<25
大腸菌群数	個/cm ³	17	48	49.8	390	1	<3000
n-H抽出物質	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5			<30
フェノール類	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5			<5
銅	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01			<1
亜鉛	mg/L	0.03	0.03	0.03			<3
溶解性鉄	mg/L	0.04	0.06	0.05	0.06	0.04	<10
溶解性マンガン	mg/L	0.07	0.08	0.075	0.08	0.07	<10
全クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02			<2
カドミウム	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003			<0.03
シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1			<1
有機リン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1			<1
鉛	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01			<0.1
六価クロム	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04			<0.5
ヒ素	mg/L	0.036	0.034	0.035	0.036	0.034	<0.1
総水銀	mg/L	—	—	—			<0.005
アルキル水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005			<0.0005
PCB	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005			<0.003
トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002			<0.1
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005			<0.1
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002			<0.2
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002			<0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004			<0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	0.002	0.002	0.002	<0.002	<1
シス1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004			<0.4
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005			<3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006			<0.06
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002			<0.02
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006			<0.06
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003			<0.03
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02			<0.2
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001			<0.1
セレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001			<0.1
ふっ素化合物	mg/L	<0.2	0.2	0.2	0.2	<0.02	<15
ほう素化合物	mg/L	0.6	0.6	0.6			<230
1,4-ジオキサソ	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05			<0.5

(2) 公共下水道年度別整備面積

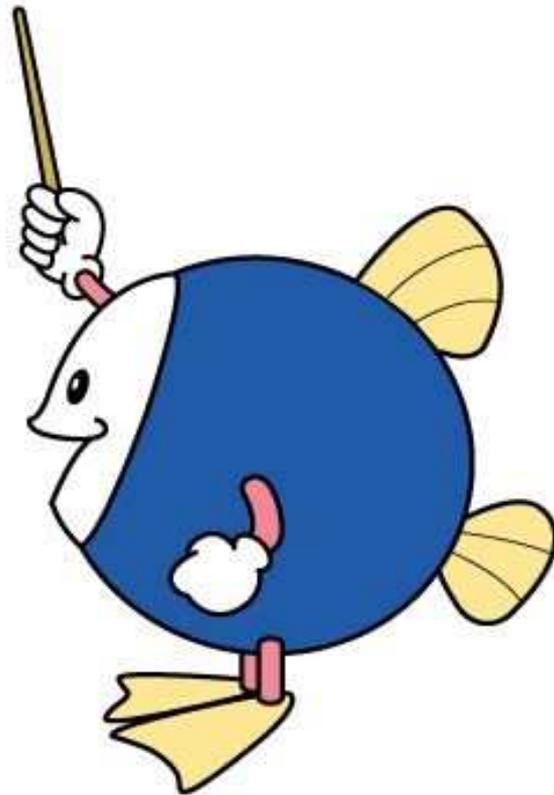
処理区名	熱海処理区(ha)		泉処理区(ha)		合 計 (ha)		告 示		備 考
	年整備面積	整備面積計	年整備面積	整備面積計	年整備面積	整備面積計	年 月 日	熟告第号	
平成24年度	0.36	607.18	0	61.67	0.36	668.85	平成25年1月10日	第2号	平成25年1月末現在
平成24年度	(2.62)	(609.80)	(0)	(61.67)	(2.62)	(671.47)	平成25年3月29日	第41号	面積修正(見直し)
	1.87	611.67	0	61.67	1.87	673.34			平成25年3月末現在
平成25年度	(0)	(611.67)	(5.29)	(66.96)	(5.29)	(678.63)	平成25年9月30日	第110号	面積修正(見直し)
	0	611.67	0.20	67.16	0.20	678.83			平成25年9月末現在
平成25年度	2.71	614.38	0	67.16	2.71	681.54	平成26年3月31日	第27号	平成26年3月末現在
平成26年度	0.16	614.54	0	67.16	0.16	681.70	平成26年10月31日	第119号	平成26年10月末現在
平成26年度	(5.12)	(619.66)	(-4.49)	(62.67)	(0.63)	(682.33)	平成27年3月31日	第25号	面積修正(見直し)
	(14.50)	(634.16)	(1.10)	(63.77)	(15.60)	(697.93)			事業計画変更に伴う整備済み区域の追加
	3.72	637.88	0.12	63.89	3.84	701.77			平成27年3月末現在
平成27年度	(3.93)	(641.81)	(0)	(63.89)	(3.93)	(705.70)	平成28年3月31日	第43号	面積修正(見直し)
	2.39	644.20	0.20	64.09	2.59	708.29			平成28年3月末現在
平成28年度	(57.45)	(701.65)	(3.33)	(67.42)	(60.78)	(769.07)	平成29年3月31日	第47号	面積修正(見直し)
	6.19	707.84	0	67.42	6.19	775.26			平成29年3月末現在
平成29年度	2.83	710.67	0	67.42	2.83	778.09	平成30年3月30日	第45号	平成30年3月末現在
平成30年度	1.81	712.48	0	67.42	1.81	779.90	平成31年3月29日	第46号	平成31年3月末現在
令和元年度	1.88	714.36	0	67.42	1.88	781.78	令和2年3月31日	第41号	令和2年3月末現在
令和2年度	2.27	716.63	0	67.42	2.27	784.05	令和3年3月31日	第50号	令和3年3月末現在
令和3年度	0.06	716.69	0	67.42	0.06	784.11	令和4年1月31日	第4号	令和4年1月末現在
令和3年度	(4.20)	(720.89)	(0)	(67.42)	(4.20)	(788.31)	令和4年3月31日	第32号	事業計画変更に伴う整備済み区域の追加
	0.12	721.01	0	67.42	0.12	788.43			令和4年3月末現在
令和4年度	0.74	721.75	0	67.42	0.74	789.17	令和4年10月31日	第141号	令和4年10月末現在
令和4年度	0.55	722.30	0	67.42	0.55	789.72	令和5年3月31日	第36号	令和5年3月末現在
令和5年度	0.55	722.85	0	67.42	0.55	790.27	令和5年9月29日	第126号	令和5年9月末現在

(3) 管 路 延 長 表

令和6年3月現在

処理区名	地区名	管路延長 (m)
熱海処理区	熱海地区	92,932.84
	伊豆山地区	4,422.73
	南熱海地区	21,201.65
	小 計	118,557.22
泉処理区		10,616.87
合 計		129,174.09

令和5年度決算 129,174m(端数切)



(4) 地区別下水道使用料

《地区別》

(税込)

年度	項目	熱海地区										伊豆山地区										合計			泉地区								
		熱海地区					南熱海地区					伊豆山地区					南熱海地区					伊豆山地区					合計			泉地区			
		件数(件)	使用量(m ³)	金額(円)	件数(件)	使用量(m ³)	金額(円)	件数(件)	使用量(m ³)	金額(円)	件数(件)	使用量(m ³)	金額(円)	件数(件)	使用量(m ³)	金額(円)	件数(件)	使用量(m ³)	金額(円)	件数(件)	使用量(m ³)	金額(円)	件数(件)	使用量(m ³)	金額(円)	件数(件)	使用量(m ³)	金額(円)	件数(件)	使用量(m ³)	金額(円)		
令和元年度	一般汚水	9,901	5,822,420	1,143,511,679	8,394	5,163,027	1,012,263,532	657	195,774	34,808,073	173	121,064	21,119,894	9,224	5,479,865	1,068,191,499	677	342,555	75,320,180														
	温泉汚水	1,080	1,068,334	102,674,715	1,035	1,032,763	99,251,416	28	5,533	532,966	4	28,302	2,723,151	1,067	1,066,598	102,507,533	13	1,736	167,182														
	合計	9,914	6,890,754	1,246,186,394	8,406	6,195,790	1,111,514,948	658	201,307	35,341,039	173	149,366	23,843,045	9,237	6,546,463	1,170,699,032	677	344,291	75,487,362														
令和2年度	一般汚水	9,882	5,106,448	1,035,735,705	8,348	4,464,421	905,771,862	687	202,260	36,807,306	168	110,308	19,415,994	9,203	4,776,989	961,995,162	679	329,459	73,740,543														
	温泉汚水	1,078	1,010,974	98,016,905	1,028	980,587	95,069,366	33	6,613	641,461	4	22,006	2,134,582	1,065	1,009,206	97,845,409	13	1,768	171,496														
	合計	9,895	6,117,422	1,133,752,610	8,360	5,445,008	1,000,841,228	688	208,873	37,448,767	168	132,314	21,550,576	9,216	5,786,195	1,059,840,571	679	331,227	73,912,039														
令和3年度	一般汚水	9,831	5,034,784	1,026,943,404	8,331	4,373,885	894,145,954	705	202,225	36,905,350	129	124,555	21,788,211	9,165	4,700,665	952,839,515	666	334,119	74,103,889														
	温泉汚水	1,077	996,224	96,591,630	1,031	967,819	93,836,345	30	6,867	666,099	4	19,606	1,901,782	1,065	994,292	96,404,226	12	1,932	187,404														
	合計	9,850	6,031,008	1,123,535,034	8,349	5,341,704	987,982,299	706	209,092	37,571,449	129	144,161	23,689,993	9,184	5,694,957	1,049,243,741	666	336,051	74,291,293														
令和4年度	一般汚水	9,763	5,375,520	1,091,025,724	8,259	4,726,550	958,249,546	705	203,937	37,441,503	136	110,940	19,579,278	9,100	5,041,427	1,015,270,327	663	334,093	75,755,397														
	温泉汚水	1,060	1,027,586	99,625,111	1,031	992,639	96,235,252	32	8,514	825,858	4	24,522	2,378,634	1,067	1,025,675	99,439,744	11	1,911	185,367														
	合計	9,781	6,403,106	1,190,650,835	8,276	5,719,189	1,054,484,798	706	212,451	38,267,361	129	135,462	21,957,912	9,111	6,067,102	1,114,710,071	666	336,004	75,940,764														
令和5年度	一般汚水	9,722	5,488,526	1,111,250,781	8,206	4,819,198	974,991,627	708	198,025	36,655,345	145	118,230	21,046,244	9,059	5,135,453	1,032,693,216	663	353,073	78,557,565														
	温泉汚水	1,067	1,092,842	105,952,615	1,017	1,045,964	101,405,449	35	9,228	895,116	5	35,822	3,474,734	1,057	1,091,014	105,775,299	10	1,828	177,316														
	合計	9,740	6,581,368	1,217,203,396	8,224	5,865,162	1,076,397,076	708	207,253	37,550,461	145	154,052	24,520,978	9,077	6,226,467	1,138,468,515	663	354,901	78,734,881														

令和4年度と令和5年度との比較

項目	熱海地区										伊豆山地区										合計			泉地区							
	熱海地区					南熱海地区					伊豆山地区					南熱海地区					伊豆山地区					合計			泉地区		
	件数(件)	使用量(m ³)	金額(円)	件数(件)	使用量(m ³)	金額(円)	件数(件)	使用量(m ³)	金額(円)	件数(件)	使用量(m ³)	金額(円)	件数(件)	使用量(m ³)	金額(円)	件数(件)	使用量(m ³)	金額(円)	件数(件)	使用量(m ³)	金額(円)	件数(件)	使用量(m ³)	金額(円)	件数(件)	使用量(m ³)	金額(円)	件数(件)	使用量(m ³)	金額(円)	
一般汚水	-41	113,006	20,225,057	-53	92,648	16,742,081	3	-5,912	-786,158	9	7,290	1,466,966	-41	94,026	17,422,889	0	18,980	2,802,168													
温泉汚水	7	65,256	6,327,504	-14	53,325	5,170,197	3	714	69,258	1	11,300	1,096,100	-10	65,339	6,335,555	-1	-83	-8,051													
合計	-34	178,262	26,552,561	-67	145,973	21,912,278	6	-5,198	-716,900	10	18,590	2,563,066	-51	159,365	23,758,444	-1	18,897	2,794,117													

(5) 熱海市のデザインマンホール



「梅と芸妓」

「貫一お宮」

「梅と芸妓」

市の花「梅」、そして熱海温泉の文化の象徴である「芸妓」を図案化したもので、「熱海市市制80周年」のロゴマークを配しました。

熱海梅園は、1886年（明治19年）に開園し、日本で最も早咲きの梅の名所として全国にその名を知られ、多くの観光客が訪れています。

また、芸妓衆がお稽古をする芸妓見番で開演される「熱海をどり」、「湯めまちをどり華の舞」では、豪華な衣装に身を包んだ熱海芸妓による艶やかな舞を披露しています。

このデザインマンホールは、JR 来宮駅前と熱海梅園周辺の歩道及び熱海梅園の園内に設置しています。

「貫一お宮」

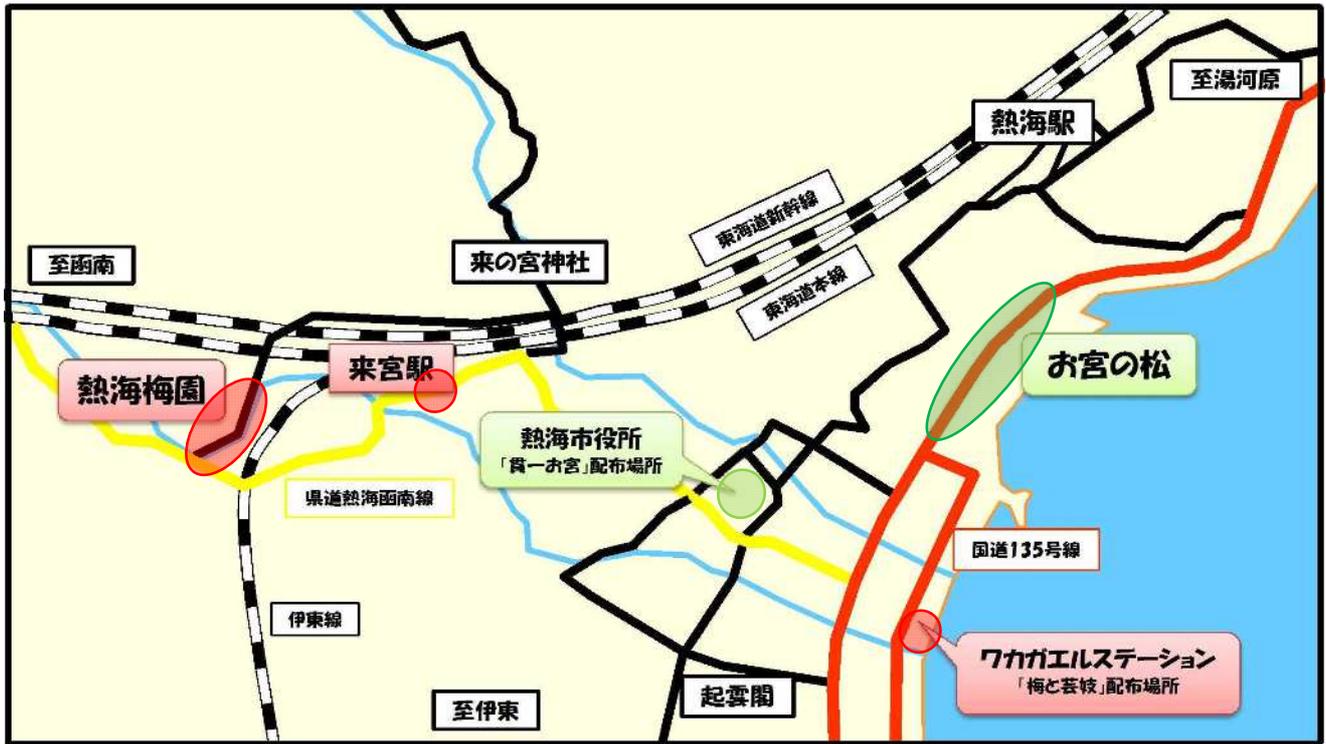
明治時代に熱海温泉を一躍有名にした尾崎紅葉の小説「金色夜叉」の名場面と「お宮の松」、そして背景の夜空には「花火」を図案化したもので、「熱海市市制80周年」のロゴマークを配しました。

「金色夜叉」の主人公である「貫一お宮の像」、「金色夜叉の碑」、「お宮の松」はいずれも海岸の国道沿いにあり、多くの観光客が訪れています。

また、熱海海上花火大会は、1952年（昭和27年）にはじまった歴史ある花火大会であり、夏だけではなく年間を通して開催しており屈指の熱海名物となっています。

このデザインマンホールは、お宮の松周辺の歩道及びお宮緑地内に設置しています。

熱海市 デザインマンホール設置箇所 マンホールカード配布場所 案内図



● 「貫一お宮」
お宮の松周辺の歩道に 8 箇所、お宮緑地内に 1 箇所
設置



マンホールカード

配布場所：
熱海市役所下水道課
(閉庁日・熱海市役所警備員室)

● 「梅と芸妓」
JR 来宮駅前 1 箇所、梅園前の歩道と梅園内に 8 箇所設置

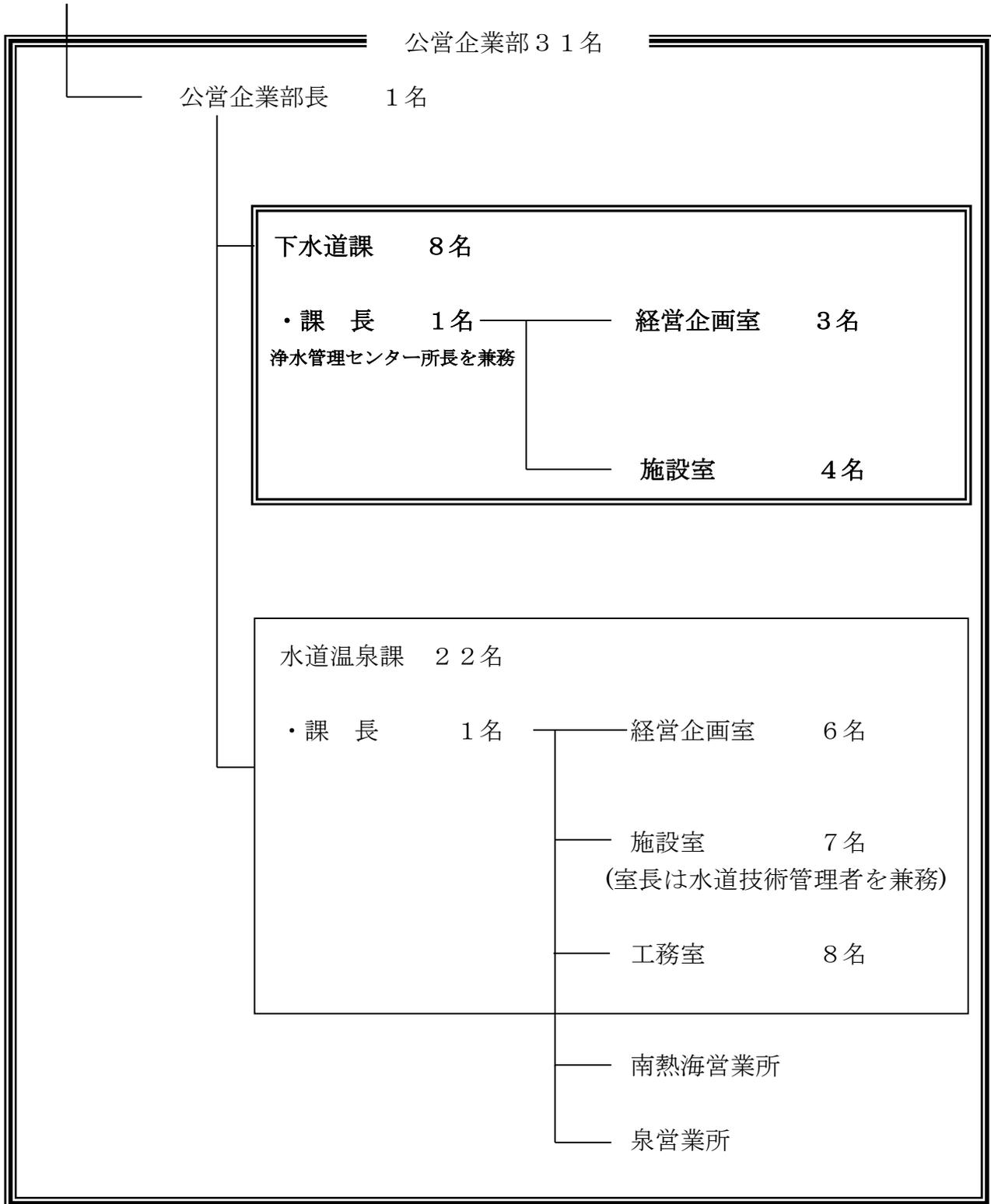


マンホールカード

配布場所：
ワカガエルステーション

(6) 組織図 (令和6年4月1日現在)

市長 (公営企業管理者の権限を有する)



○熱海市下水道条例

平成11年3月29日

条例第6号

改正 平成12年3月24日条例第4号

平成12年12月21日条例第45号

平成13年3月23日条例第13号

平成16年12月21日条例第30号

平成20年12月18日条例第33号

平成23年3月16日条例第11号

平成24年12月20日条例第24号

平成26年3月14日条例第15号

平成31年3月15日条例第9号

熱海市下水道条例（昭和41年熱海市条例第12号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 公共下水道の構造基準等（第3条の2—第3条の7）

第3章 排水設備の設置等（第4条—第8条）

第4章 公共下水道の使用（第9条—第23条）

第5章 占用等（第24条—第39条）

第6章 罰則（第40条—第42条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 熱海市の設置する公共下水道の管理及び使用並びに施設の構造及び維持管理の基準等については、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（平24条例24・一部改正）

（用語の定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水 法第2条第1号に規定する汚水又は雨水をいう。
- (2) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (3) 終末処理場 法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。
- (4) 排水区域 法第2条第7号に規定する区域をいう。
- (5) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備をいう。
- (6) 特定施設 法第11条の2第2項に規定する特定施設をいう。
- (7) 除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。
- (8) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
- (9) 取付管 排水設備から公共下水道の本管に接続する排水管をいう。
- (10) 所有者 排水設備を所有する者をいう。
- (11) 使用者 下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。

(12) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間をいう。

(平24条例24・一部改正)

(所有者の代理人)

第3条 所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、代理人を選定することができる。

2 所有者は、代理人を選定したときは、市長に届け出なければならない。

(平23条例11・平26条例15・一部改正)

第2章 公共下水道の構造基準等

(平24条例24・追加)

(公共下水道の構造の技術上の基準)

第3条の2 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、次条から第3条の6までに定めるところによる。

(平24条例24・追加)

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

第3条の3 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第3条の5において同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。

(2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。

(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「政令」という。）第5条の8第3号に規定する国土交通省令で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。

(4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の政令第5条の8第5号に規定する国土交通大臣が定める措置が講じられていること。

(平24条例24・追加)

(排水施設の構造の技術上の基準)

第3条の4 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 排水管の内径及び排水渠^{きよ}の断面積は、政令第5条の9第1号に規定する国土交通大臣が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。

(3) 暗渠^{きよ}その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所^{きよ}にあっては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。

(4) 暗渠^{きよ}である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所^{きよ}その他管渠の清掃上必要な箇所^{きよ}にあっては、マンホールを設けること。

(5) まず又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋）を設けること。

(平24条例24・追加)

(処理施設の構造の技術上の基準)

第3条の5 第3条の3に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。以下この条において同じ。）の構造の技術上の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講じられていること。
- (2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう政令第5条の10第2号に規定する国土交通大臣が定める措置が講じられていること。

(平24条例24・追加)

(適用除外)

第3条の6 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

(平24条例24・追加)

(終末処理場の維持管理)

第3条の7 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈殿池のどろために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 急速濾過法による場合は、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
- (4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じること。
- (5) 臭気が発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう政令第13条第6号に規定する国土交通大臣及び環境大臣が定める措置を講じること。

(平24条例24・追加)

第3章 排水設備の設置等

(平24条例24・旧第2章繰下)

(排水設備の設置)

第4条 法第10条第1項の規定により排水設備を設けなければならない者は、供用開始の日から1年以内に排水設備を設置しなければならない。ただし、特別の事情により管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）の許可を受けた場合はその期間を延長することができる。

(平23条例11・平26条例15・一部改正)

(排水設備の接続方法及び内径等)

第5条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては、公共下水道の取付管その他の排水施設又は他の排水設備（以下この条において「取付管等」という。）で

汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあっては取付管等で雨水を排除すべき道路の側溝又はみぞ若しくは水路又は河川に固着させること。

(2) 排水設備を取付管等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で規則で定めるものによること。

(3) 汚水を排除すべき排水管の内径及びこう配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水きよの断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上（こう配100分の3以上）とすることができる。

排水人口 (単位 人)	排水管の内径 (単位 ミリメートル)	こう配
150未満	100以上	100分の2以上
150以上300未満	125以上	100分の1.7以上
300以上500未満	150以上	100分の1.5以上
500以上	200以上	100分の1.2以上

(4) ディスポーザ（生ごみを粉砕し、公共下水道に排除するための設備をいう。）を設置するときは、市長の定める基準によること。

（平23条例11・一部改正）

（排水設備等の計画の確認）

第6条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

2 前項により計画の確認を受けた者が、同項申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめその変更について届け出て、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、その旨を市長に届け出ることをもって足りる。

（平23条例11・一部改正）

（排水設備等の工事の実施）

第7条 排水設備等の新設等の工事は、規則で定める技能を有する者（以下「責任技術者」という。）が専属する業者で、市長が指定した熱海市下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）が実施しなければならない。

（平23条例11・一部改正）

（排水設備等の工事の検査）

第8条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合することについて、検査を受けなければならない。

2 前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

（平23条例11・一部改正）

第4章 公共下水道の使用

(平24条例24・旧第3章繰下)

(使用者等の届出)

第9条 所有者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者を市長に届け出なければならない。この場合使用者が2人以上のときは、そのうちから代表者を選定するものとする。使用者又は代表者（以下「使用者等」という。）に変更があったときも同様とする。

- (1) 排水設備を使用するとき。
- (2) 共同住宅の所有者が、その共同住宅内に居住しない場合、その他市長が必要と認めたとき。

- 2 前項の規定は、排水設備を共有する者について準用する。
- 3 市長は、代表者を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(平23条例11・一部改正)

(除害施設の設置等)

第10条 法第12条第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

- (1) 温度 45度未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

- (4) 沃素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

- 2 前項の規定は、1日当りの平均的な下水の量が50立方メートル未満であるものには、適用しない。

第11条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

- (1) 政令第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第3項に規定する場合においては、同項に規定する基準にかかる数値とする。

- (2) 温度 45度未満

- (3) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

- (4) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

- (5) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満

- (6) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

- (7) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第3項の規定による当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。） 当該排水基準に係る数値

- 2 前項の規定は、前項各号に掲げる物質又は項目のうち、規則で定めるものについては、1日当りの平均的な下水の量が50立方メートル未満であるものには、適用しない。

(平23条例11・平24条例24・平26条例15・一部改正)

(除害施設の設置等の届出)

第12条 除害施設を設置、休止又は廃止しようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。
届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

(平23条例11・一部改正)

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第13条 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、法第12条の2第3項及び第5項の規定により、次に定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

- (1) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (2) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (3) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

- 2 特定事業場から排除される下水に係る前項に規定する水質の基準は、当該下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該下水について前項各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるときは、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。

(平12条例45・平23条例11・一部改正)

(水質管理責任者)

第14条 除害施設又は特定施設を設置した者は、その維持管理に関する業務を行う水質管理責任者を選任し、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(平23条例11・一部改正)

(下水の排除の停止又は制限)

第15条 市長は、公共下水道への下水の排除が次の各号のいずれかに該当するときは、下水の排除を停止させ、又は制限することができる。

- (1) 公共下水道を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公共下水道の機能を阻害するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認めるとき。

(平23条例11・一部改正)

(使用開始等の届出)

第16条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 法第11条の2、第12条の3、第12条の4又は第12条の7の規定による届出をした者は、前項の規定による届出をした者とみなす。

(平23条例11・一部改正)

(使用料の徴収)

第17条 市長は、公共下水道の使用について、使用者等から使用料を徴収する。

- 2 使用者等に事故等があるときは、所有者が連帯してその使用料の納付義務を負うものとする。
- 3 使用料は、口座振替等又は直接納付の方法により毎月徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、隔月に徴収することができる。又、第19条第1項の規定による使用料は、その都度徴収する。
- 4 使用料は、通知された納入通知書に定めた納入期限までに納入しなければならない。

- 5 前2項の規定にかかわらず、市長は、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合、その他公共下水道を一時使用する場合において必要があると認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者等から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他市長が必要と認めたときに行う。

(平23条例11・一部改正)

(使用料の算定方法)

第18条 使用料は、毎使用月において、使用者等が排除した汚水の量(以下「使用量」という。)に応じ1箇月につき別表により算定した一般汚水料金及び温泉汚水料金の合計額とする。

- 2 使用量は、市長が設置した量水器及び計量器(以下「量水器等」という。)又は市長が特に認めた量水器等により隔月検針で計量し、その使用量をもって検針日の属する月分と翌月分として使用料を算定する。この場合において、使用量は、各月均等として算定する。ただし、使用量を2等分した場合における端数は、翌月分に加える。

- 3 前項以外の使用量は、認定によるものとする。

(平16条例30・平23条例11・平26条例15・一部改正)

(使用料算定の特例)

第19条 使用者等が使用月の中途において排水設備の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときも、当該使用月の使用料は、1箇月分として算定する。

- 2 量水器等の損傷その他の理由により、使用量がない場合であっても、休止又は廃止の届出がない場合は、使用料を算定する。
- 3 前2項に定めるもののほか、使用料の算定の特例について必要な事項は、市長が定める。

(平13条例13・平23条例11・一部改正)

(使用料の端数計算)

第20条 使用料の算定に当たり、金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(平16条例30・平23条例11・一部改正)

(使用量の認定)

第21条 第18条第3項の使用量を認定する場合は、次によるものとする。

- (1) 量水器等に異常があったとき。
- (2) その他使用量が不明のとき。
- (3) 井戸汚水及び計量器等の設置されていない温泉汚水並びにその他市長が必要と認めた汚水については、使用者の使用の態様その他の事情を考慮して認定する。
- (4) 市長は、前号の認定をするため必要があると認めるときは、適当な場所に計測のための装置を取り付けることができる。
- (5) 使用者等は、前号の規定により取り付けた装置を善良な注意をもって管理し、その装置を損傷し、又は亡失したときは、市長にその損害を賠償しなければならない。
- (6) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が、その営業に伴う使用量と著しく異なるものを営む使用者等は、毎使用月、その使用量及びその算出の根拠を記載した申告書その使用月の末日から起算して5日以内に市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、提出された申告書の内容を審査して、その使用者等の使用量を認定するものとする。

(平23条例11・一部改正)

(無届け使用に対する認定)

第22条 前使用者等の排水設備を無届けで使用した者は、前使用者等に引き続いて使用したものとみなす。

(資料の提出)

第23条 市長は、使用料を算定するために必要な限度において、使用者等から資料の提出及び現地調査等の承諾を求めることができる。

(平23条例11・一部改正)

第5章 占用等

(平24条例24・旧第4章繰下)

(改善命令)

第24条 市長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設を設置した者若しくは使用者等に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。

(平23条例11・一部改正)

(行為の制限)

第25条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる図面を添付して市長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

(1) 施設又は工作物その他の物件（排水設備を除く。以下「物件」という。）を設ける場所を表示した平面図

(2) 物件の配置及び構造を表示した図面

(平23条例11・一部改正)

(許可を要しない軽微な変更)

第26条 法第24条第1項の軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件の同項の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該物件の設置の目的に付随して行うものとする。

(占用)

第27条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、占用物件の設置については法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

(1) 公共下水道の敷地又は排水施設の占用の目的

(2) 公共下水道の敷地又は排水施設の占用の期間

(3) 公共下水道の敷地又は排水施設の占用の場所

(4) 占用物件の構造

(5) 工事实施の方法

(6) 工事の期間

(7) 公共下水道の復旧の方法

2 市長は、前項の許可を受けた者から、占用料を徴収する。

3 占用料の算定は、熱海市道路占用料徴収条例（昭和32年熱海市条例第23号）の規定を準用し、占用状況等により市長がその都度定める。

(平23条例11・一部改正)

(占有許可の基準)

第28条 市長は、公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に電線及び政令第17条の3に規定する物件（以下この条及び次条において「電線等」という。）の占有に係る前条第1項の申請があった場合においては、その占有が必要やむを得ないものであり、かつ、電線等が次に掲げる基準に適合するものである場合に限り、当該占有を許可することができる。

- (1) 電線等を設置する箇所が下水の排除及び暗渠の管理上支障のない箇所であること。
- (2) 電線等を設置する管渠の断面積に占める当該電線等の断面積の割合が原則として1パーセント以下であり、かつ、電線の本数が下水の排除及び暗渠の管理上支障のない本数であること。
- (3) 電線等の構造が堅牢で、かつ、表面が平滑であって、耐久性、耐蝕性及び耐水性のあるものであること。
- (4) 電線等の設置に係る工事及び維持管理の方法は、暗渠の構造及び機能に影響を及ぼさないものであり、かつ、市長の監理のもとに行われること。
- (5) 電線等は、原則として電圧のかからないものとする。
- (6) その他公共下水道管理上支障とならないものであること。

(平23条例11・平24条例24・一部改正)

(占有期間)

第29条 第27条第1項の規定による占有の期間は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の規定に基づいて設ける電線等にあつては10年以内とし、その他のものにあつては5年以内とする。

(平23条例11・一部改正)

(原状回復)

第30条 第27条第1項により占有の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占有物件を設ける目的を廃止したときは、当該占有物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復することが不適當であると認めたときは、この限りでない。

- 2 市長は、第27条第1項により占有の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(平23条例11・一部改正)

(手数料)

第31条 市長は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数を申請者から徴収する。

区分	金額
指定工事店の新規指定申請手数料	1件につき 10,000円
指定工事店の更新指定申請手数料	1件につき 5,000円
排水設備等計画確認申請手数料	1件につき 300円
排水設備等の工事検査手数料	大便器又は兼用便器1個につき 300円 1個増すごとに 150円
排水設備等の材料検査手数料	1件につき 300円
各種証明手数料	1件につき 200円

- 2 前項の手数は、申請の際に徴収する。
- 3 既納の手数は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(平23条例11・平26条例15・平31条例9・一部改正)

(使用料等の督促)

第32条 市長は、この条例の規定により徴収する使用料、手数料及びその他の収入（以下「使用料等」という。）を納期限までに納付しない者があるときは、納期限後20日以内に、督促状を発行して督促する。

2 前項の督促状に指定すべき納付の期限は、その発行の日から15日以内とする。

3 前1項の規定により督促した者に対して、熱海市税外収入の督促等に関する条例（昭和46年熱海市条例第23号）の規定を準用し、督促手数料及び延滞金を徴収する。

(平23条例11・一部改正)

(使用料等の減免)

第33条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料等及び督促手数料又は延滞金を減免することができる。

(平23条例11・一部改正)

(特別の必要による取付管及びますの新設等)

第34条 使用者等の特別の必要により、取付管及びますの新設等を行ったときは、当該使用者等は、その新設等に要した費用を負担しなければならない。

(共有又は共用の連帯責任)

第35条 排水設備等を共有又は共用するときは、その共有者又は共用者は、連帯して、この条例に定める義務を負わなければならない。

(負担金)

第36条 市長は、下水道事業のうち公共下水道に係る事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定に基づき受益者から負担金を徴収する。

2 前項の規定により徴収する負担金の額は、次のとおりとする。

(1) 大便器又は兼用便器1個につき20,000円

(2) 大便器又は兼用便器1個を増すごとに7,000円

(平23条例11・平31条例9・一部改正)

(受益者)

第37条 受益者とは、事業により築造される公共下水道の排水区域内に存する家屋を所有又は使用するものをいう。

(負担金の減免)

第38条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、負担金を減免することができる。

(1) 国又は地方公共団体が公共の用に供している家屋

(2) 国又は地方公共団体が公共に供し、又は供するものと決定している家屋に係る受益者

(3) 国又は地方公共団体が公共の用に供するものと決定している家屋に係る受益者

(4) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者

(5) 前各号に掲げるもののほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる受益者

(平23条例11・一部改正)

(規則への委任)

第39条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(平24条例24・旧第5章繰下)

(罰則)

第40条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第6条の規定による確認を受けずに排水設備等の新設等を行った者
- (2) 第7条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者
- (3) 排水設備等の新設等を行って第8条第1項の規定による届け出を同項に規定する期間内に行わなかった者
- (4) 第10条又は第11条の規定に違反した使用者等
- (5) 第12条の規定による届け出を怠った者
- (6) 第23条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
- (7) 第24条に規定する命令に違反した者
- (8) 第30条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (9) 第6条第1項、第25条の規定による申請書及び必要書類、第6条第2項、第12条、第16条の規定による届出書、第21条第6号の規定による申告書又は第23条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

(平12条例4・平26条例15・一部改正)

(使用料等を免れた者に対する過料)

第41条 詐欺その他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

(平12条例4・一部改正)

(法人等に対する過料)

第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前2条の過料を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の熱海市下水道条例（以下「旧条例」という。）の規定により徴収すべきであった料金等は、改正後の熱海市下水道条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 3 旧条例の規定によりなされた許可、承認、検査その他の処分又は申請、届出その他の手続きは、新条例の規定によりなされたものとみなす。

(集合住宅に係る使用料算定の特例)

- 4 市長が定める基準に適合した集合住宅において、新たに下水道に接続したときの使用料の算定は、各戸又は各区画（以下「各戸」という。）ごとに別表に規定する基本使用量及び基本料金の額を、それぞれ各戸の数に乗じて得たものを使用量及び使用料とする。

(平26条例15・追加)

- 5 前項において、使用量が各戸の数に乗じて得た基本使用量を超えた場合には、超過使用料として算定する。

(平26条例15・追加)

附 則 (平成12年条例第4号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。(ただし書 略)

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年条例第45号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成13年条例第13号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月1日から施行し、平成17年4月徴収分から適用する。

(経過措置)

2 改正前の熱海市下水道条例の規定により徴収すべきであった料金等は、改正後の熱海市下水道条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成20年条例第33号)

1 この条例は、平成21年1月1日から施行し、平成21年4月徴収分から適用する。

2 この条例の施行の際現に改正前の熱海市下水道条例の規定により徴収すべきであった料金の取扱いについては、改正後の熱海市下水道条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成23年条例第11号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行し、第1条の規定による改正後の熱海市水道条例(以下「新条例」という。)別表の規定は、平成23年7月徴収分から適用する。

(経過措置)

4 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の熱海市下水道条例第19条第3項の規定により認定を受けている集合住宅に係る使用料の算定については、第2条の規定による改正後の熱海市下水道条例第19条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成24年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年条例第15号)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定については、平成26年4月1日から施行し、改正後の熱海市下水道条例(以下「新条例」という。)別表の規定は、平成26年7月徴収分から適用する。

2 この条例の施行の際現に改正前の熱海市下水道条例の規定により徴収すべきであった料金の取扱いについては、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成31年条例第9号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第5条の規定による熱海市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例第11条の改正規定、第6条の規定による初島漁港管理条例第13条及び第

23条の改正規定、第7条の規定による熱海市都市公園条例第6条の改正規定、第8条の規定による熱海市駅前広場条例第8条の改正規定、第10条の規定による熱海市離島初島簡易水道条例第26条の改正規定、第11条の規定による熱海市下水道条例第31条及び第36条の改正規定、第12条の規定による熱海市温泉条例第7条の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 5 第4条の規定による改正後の熱海市初島漁業集落排水処理施設条例第12条の規定、第9条の規定による改正後の熱海市水道条例別表の規定、第10条の規定による改正後の熱海市離島初島簡易水道条例別表の規定、第11条の規定による改正後の熱海市下水道条例別表の規定並びに第12条の規定による改正後の熱海市温泉条例第21条第2項、別表第2及び別表第3の規定は、平成32年1月徴収分から適用する。
- 6 この条例の施行の際現に改正前の熱海市初島漁業集落排水処理施設条例の規定、改正前の熱海市水道条例の規定、改正前の熱海市離島初島簡易水道条例の規定、改正前の熱海市下水道条例の規定及び改正前の熱海市温泉条例の規定により徴収すべきであった料金等の取扱いについては、第4条の規定による改正後の熱海市初島漁業集落排水処理施設条例の規定、第9条の規定による改正後の熱海市水道条例の規定、第10条の規定による改正後の熱海市離島初島簡易水道条例の規定、第11条の規定による改正後の熱海市下水道条例の規定及び第12条の規定による改正後の熱海市温泉条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第18条関係）

(平16条例30・全改、平20条例33・平26条例15・平31条例9・一部改正)

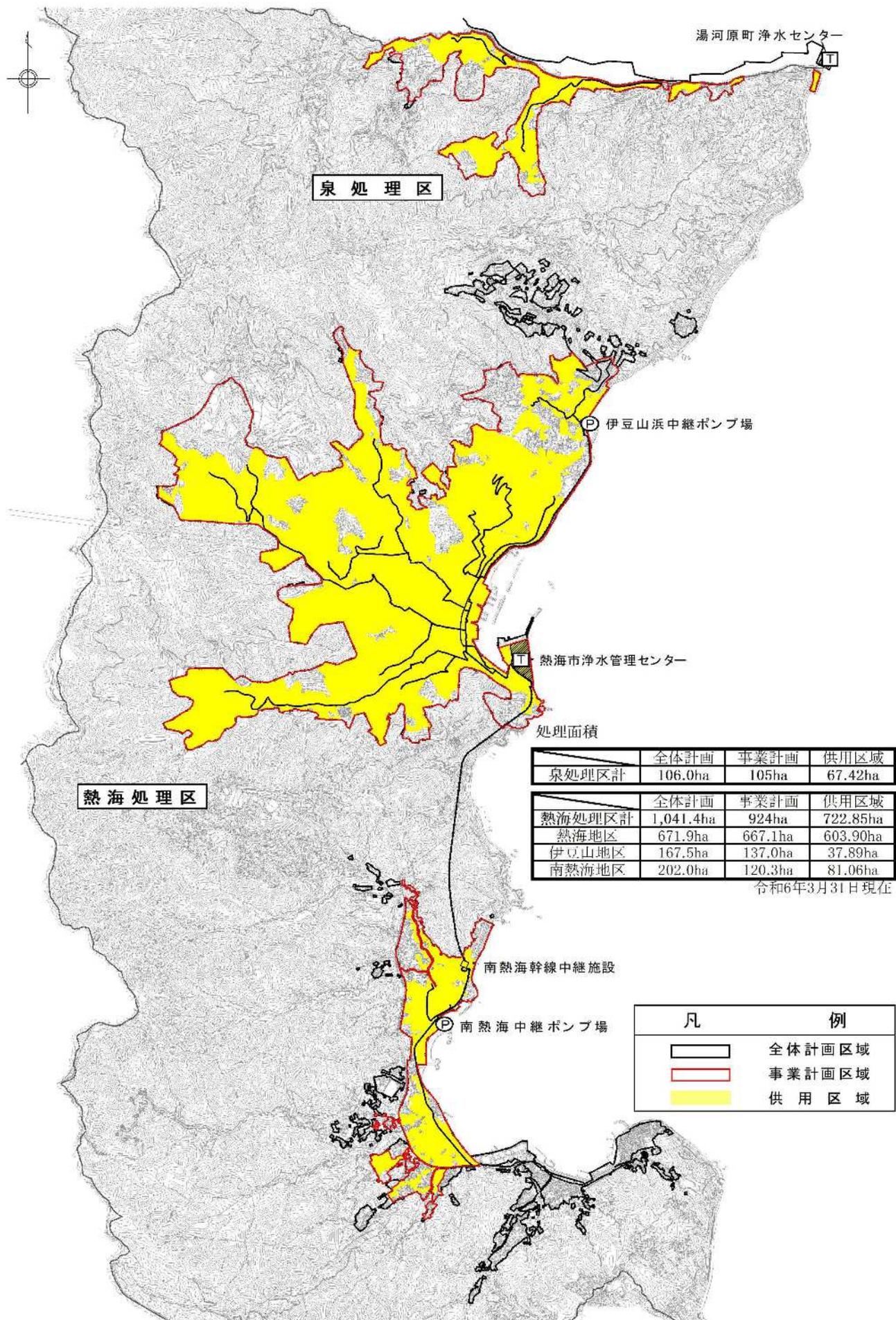
下水道使用料金表

基本料金			超過料金（1m ³ につき）
区分	基本水量	金額	段階区分
一般汚水	10m ³ 以下	2,827円	10m ³ を超え20m ³ まで 26円
			20m ³ を超え300m ³ まで 147円
			300m ³ を超え1,000m ³ まで 160円
			1,000m ³ を超えるもの 174円
温泉汚水	1m ³ につき	97円	

備考

- 1 一般汚水とは、温泉汚水以外の汚水で、公共下水道に排除するものをいう。
- 2 公衆浴場（共同浴場を含む。）の使用については、汚水排出量の10分の5に相当する料金を減額する。ただし、営利を目的としない共同浴場の使用については、10分の7に相当する料金を減額とする。

(8) 公共下水道事業計画図





下水道事業のあらまし(令和5年度版)

令和6年9月

編集発行

熱海市公営企業部下水道課

〒413-8550 熱海市中央町1-1

TEL : 0557-86-6526 FAX : 0557-86-6527

E-mail : koeigesui@city.atami.shizuoka.jp